

ささしまライブ24地区
「(仮称)グローバルゲート」建設事業
に係る環境影響評価方法書

(大規模建築物の建築)

平成20年5月

ささしまライブ24特定目的会社

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1	対象事業の名称及び種類	2
2-2	対象事業の目的	2
2-3	対象事業の内容	2
第 3 章	事前配慮の内容	7
3-1	事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	7
3-2	建設作業時を想定した配慮	7
3-3	施設の存在・供用時を想定した配慮	9
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	11
4-1	社会的状況	15
4-2	自然的状況	41
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	59
5-1	環境影響評価の項目	59
5-2	調査予定期間	62
5-3	調査及び予測の手法	63
第 6 章	評価の手法	83
6-1	環境の保全のための措置の検討	83
6-2	評価の手法	83
第 7 章	環境影響評価手法の概要	85

【資料編】

【用語解説】

＜略 称＞

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成 15 年愛知県条例第 7 号)	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行細則」(平成 15 年愛知県規則第 87 号)	「愛知県生活環境保全条例施行細則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)	「名古屋市環境保全条例施行細則」

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 ささしまライブ 24 特定目的会社^{注)}

〔代 表 者〕 取締役 海田雅人

〔所 在 地〕 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

東京共同会計事務所内

注) ささしまライブ 24 特定目的会社は、豊田通商株式会社、大和ハウス工業株式会社、日本土地建物株式会社、名鉄不動産株式会社が、「資産の流動化に関する法律」（平成 10 年法律第 105 号）に基づき設立した会社である。

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕 ささしまライブ 24 地区「(仮称) グローバルゲート」建設事業

〔種 類〕 大規模建築物の建築

2-2 対象事業の目的

ささしまライブ 24 地区は、名古屋駅の南約 1 キロメートルに位置し、旧国鉄笹島貨物駅跡地（約 12.4 ヘクタール）及び中川運河船だまり周辺を含む地区であり、名古屋市の総合計画「名古屋新世紀計画 2010」において、「国際的・広域的な商業・業務機能などの集積を誘導し、国内外から訪れる人々や市民でにぎわう、交流の場を提供する『国際歓迎・交流の拠点』の形成をめざす」と位置付けられている。また、名古屋市都心部の総合的なまちづくりの指針である「名古屋市都心部将来構想」では、当地区を名古屋駅地区と連携する新たな都心部の核と位置付け、「水・緑とオープンスペースのある商業・業務・住宅のまち」、「ゲート性、シンボル性を演出するまちづくり」などといったまちづくりの方針が示されている。

当事業は、平成 19 年 7 月に名古屋市による「名古屋市ささしまライブ 24 地区開発提案競技」において、最優秀提案として選定されたものである。「国際歓迎・交流拠点」を目指したにぎわいのある複合型まちづくりの実現を目標に、名古屋市による土地地区画整理事業が進められているささしまライブ 24 地区の中核施設として、コンファレンス機能を持った質の高いホテルや事務所、商業・文化施設等を整備することにより、名古屋駅地区やポートメッセ等との連携を図るとともに、地球環境や都市防災への配慮をした開発を行い、社会的使命を果たすことを目的とする。

2-3 対象事業の内容

(1) 事業予定地の位置及び区域

名古屋市中村区平池町 4 丁目（図 2-3-1 参照）

(2) 事業規模

〔高 さ〕 WEST タワー 約 170m
EAST タワー 約 100m
低層棟 約 30m

〔延べ面積〕 約 170,000 m²

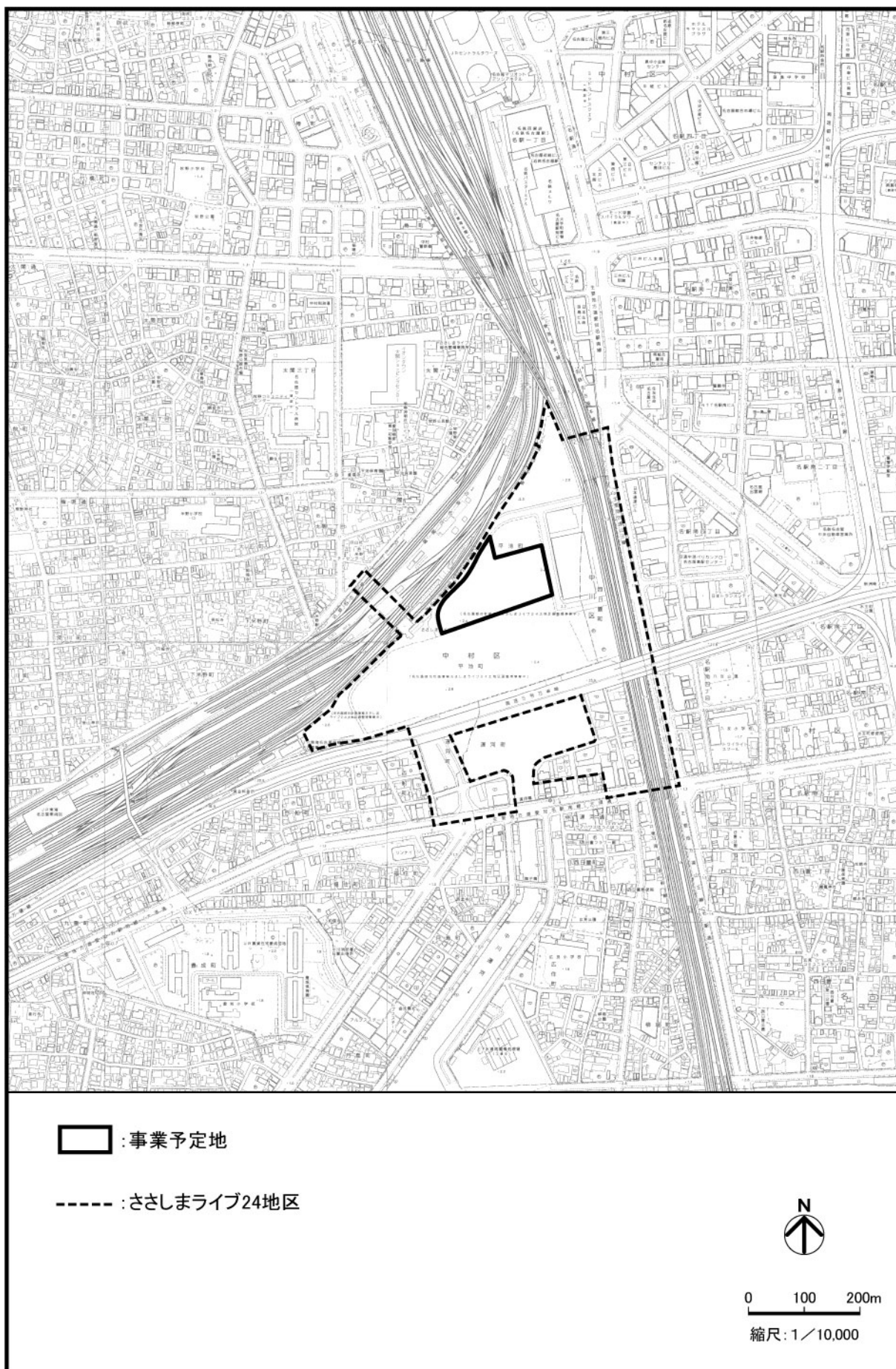


図 2-3-1 事業予定地の位置及び区域

(3) 事業計画の概要

① 基本方針

- 「環境首都なごや」の趣旨に沿ったヒートアイランド化緩和への取り組みの推進
中川運河からの「風の道」を誘導するデュアルタワー^{*)}による施設配置計画、「愛・地球博」で実証された最新の環境技術や自然エネルギーの導入などを行うことにより、ヒートアイランド化を緩和する。
- 潤い・にぎわい・防災性機能をもったオープンスペースの創出
幹線道路に沿って歩道状のオープンスペースを設け、街路樹やカスケード（せせらぎ）の整備等を行うとともに、店舗のにぎわい演出により、歩いて楽しい歩行者空間を創造する。また、敷地内に広場状のオープンスペースを設け、ささしまライブ 24 地区の中心広場としてにぎわいを演出するとともに、災害時には近接する 1 号公園と連携し、周辺地区住民や帰宅困難者のための一時的な避難場所とする。

② 建築計画

建築計画の概要は表 2-3-1 に、外観イメージ及び計画配置図は図 2-3-2 に示すとおりである。

③ 排水計画

工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。

④ 供用開始予定時期

平成 25 年春

⑤ 工事予定期間

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 工事工程の概要

工 種 \ 年	平成22	平成23	平成24	平成25
準 備 工 事				
山 留 ・ 杭 工 事				
掘 削 工 事				
地 下 軀 体 工 事				
地 上 軀 体 工 事				
仕上・設備・外構工事				

^{*)}デュアルタワー：2つの高層棟とそれをつなぐ低層階で構成される施設の当事業での呼び名

表 2-3-1 建築計画の概要

項 目	内 容	
地域・地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区、名古屋都市計画事業ささしまライブ 24 土地区画整理事業区域内、都市再生緊急整備地域	
主 要 用 途	事務所、ホテル、コンファレンスセンター、商業施設、駐車場	
階数・高さ	WEST タワー*)	地上 35 階、地下 2 階 高さ約 170m
	EAST タワー	地上 20 階、地下 2 階 高さ約 100m
	低層棟	地上 5 階、地下 2 階 高さ約 30m
構 造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	
事業予定地の区域面積	約 17,300m ²	
延 べ 面 積	約 170,000m ²	
駐 車 台 数	約 900 台	
日 最 大 利 用 者 数	平 日	約 27,000 人
	休 日	約 17,000 人
緑 化 計 画	事業予定地内のオープンスペース等への植樹 低層棟の屋上及び壁面への緑化	
主 要 な アクセス手段	歩行者：あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約 2 分 自動車：名駅通「ささしまライブ 24 東」交差点を西側へ入る	

*) ホテル及びコンファレンスセンターは、WEST タワーのみに入る計画である。



【外観イメージ】



【計画配置図】

図 2-3-2 外観イメージ及び計画配置図

第3章 事前配慮の内容

事業計画を策定するにあたって、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

- ・「愛・地球博」のサテライト会場であった「ささしまライブ 24 地区」において、「自然の叡智」という理念を継承し、太陽光発電パネル等の最新の環境技術を導入した環境負荷の低減性にすぐれた建築物をめざす。
- ・デュアルタワーの建物配置により、中川運河から運ばれた海風を名駅地区に誘導し、都心のヒートアイランド化を緩和する。

3-2 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地 盤	地盤の改変による影響の防止	・ 地下工事において、止水性の山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・ 敷地境界上に仮囲いを設置する。 ・ 建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械の採用に努める。 ・ 特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・ 短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・ 特定の道路に工事関係車両が集中しないように、運行ルートの分散化を図る。 ・ 工事関係車両の運転者には運行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・ 運搬車両のアイドリングについて、作業時以外は停止するよう指導を行う。
	電波障害	電波障害の防止	・ タワー棟の立ち上げ時期を地上デジタル放送の完全移行時期に合わせることで、アナログ放送による電波障害の影響を極力回避する。

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように運行ルートの分散化を図る。 ・事業予定地内への工事関係車両の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮して出入口の設置、運用管理を行う。 ・工事関係車両の運転者には運行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 ・事業予定地周辺における小学校の指定通学路に配慮する。
	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように運行ルートの分散化を図る。
環境負荷の低減	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき資源化、減量化に努める。 ・建設廃材の分別回収に努める。 ・仮設材分類による資材の再利用を図る。 ・梱包材の削減に努める。
		建設廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「建設廃棄物処理マニュアル—建設廃棄物処理ガイドライン改訂版—」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成13年）に従って適正に処理するとともに、マニフェスト（集荷目録）による管理を徹底する。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・ダンボールダクト^{注1)}、廃ガラス、再生骨材など、資源循環に配慮した建材・資材の採用に努める。 ・プレキャストコンクリート^{注2)}利用等による工事量の低減に努める。

注1) ダンボールダクト：アルミシートを貼った紙でできた送風管

注2) プレキャストコンクリート：工場であらかじめ成型されたコンクリート製品

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・事業予定地外の地域冷暖房施設から、熱源供給を受ける計画である。
	日照障害・風害	日照障害、風害の防止	・日照障害については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成11年名古屋市条例第40号）に規定される教育施設に配慮する。 ・風害については、低層棟をタワー棟の間に配置することで風害を低減させるとともに、事業予定地内の植栽により風環境に及ぼす影響の低減を図る。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	・雨水貯留槽の設置や浸透式舗装の採用など、雨水の流出抑制に努める。 ・建物については、東海・東南海地震の同時発生時にも耐えうる構造とする。 ・災害時は広域避難場所としての使用を想定し、救助活動用に転用可能な防災設備を導入する。
		交通安全の確保	・事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。 ・道路沿いには歩道状空地を配し、歩車分離を図る。
快適環境の保全と創造	景観	景観の調和	・敷地全体でのデザインコントロールにより、統一感と風格のある建築デザインとする。 ・事業予定地内の歩道状・広場状空地に樹木の植栽を行うことで、圧迫感を緩和する。
	緑地等	施設の緑化	・「緑のまちづくり条例」（平成17年名古屋市条例第39号）に基づき、樹木の植栽等による緑化に努める。 ・低層棟については、屋上緑化及び壁面緑化に努める。 ・事業予定地に隣接する歩道部の街路樹と事業予定地内の街路樹とを並列させることにより、奥行きのある緑陰空間を創出する。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	・新建築物関連車両の動線及び駐車場出入口から料金ゲートまでの滞留長を適切に確保するなど、周辺交通渋滞の緩和を図る。 ・交通負荷低減に向けたコミュニティバスの導入を検討する。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）を遵守する。 ・生ゴミ処理システムを導入し、生ゴミの減量化を図る。 ・テナント毎に分別ゴミの自動集計が可能なゴミ計量自動集計システムの導入を検討する。
		廃棄物の適正処理	・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守し、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	・「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示第 557 号）に基づき、①エネルギー使用の合理化②資源の適正な利用③敷地外環境の保全に努める。 ・外気空調と機械換気を同時に行うハイブリッド空調システムの導入を検討する。 ・選択透過型の省エネブラインドの導入を検討する。
		省資源の推進	・雨水の利用により、上水の節約に努める。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・風力発電及び太陽光発電などを検討する。 ・歩道には噴霧冷却装置やせせらぎの設置を検討する。 ・建物にはハイブリッド空調システムによる外気空調を検討する。
		温室効果ガスの排出抑制	・「地球温暖化対策指針」（平成 16 年名古屋市告示第 11 号）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 ・低層棟の屋上や壁面を利用した緑化を行うとともに、空地や屋内においても緑化を推進する。 ・一層の CO₂ 削減をめざし、コミュニティバスの導入や交通エコポン（エコマネー）の導入を検討する。

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 4-1 に示すとおり、名古屋市中村区及び中川区の「ささしまライブ 24 地区」に位置している。

「ささしまライブ 24 地区」は、昭和 61 年度に国鉄笹島貨物駅が機能廃止されて以来、都心に残された貴重な大規模未利用地として、その有効活用が期待されてきた。平成 11 年度には、土地区画整理事業の都市計画決定、事業計画決定が行われ、民間活力による商業・業務・文化・娯楽等さまざまな都市機能の複合的な集積をめざし、名古屋駅地区とともに名古屋の玄関口としてふさわしい活気あるまちづくりが期待されている。

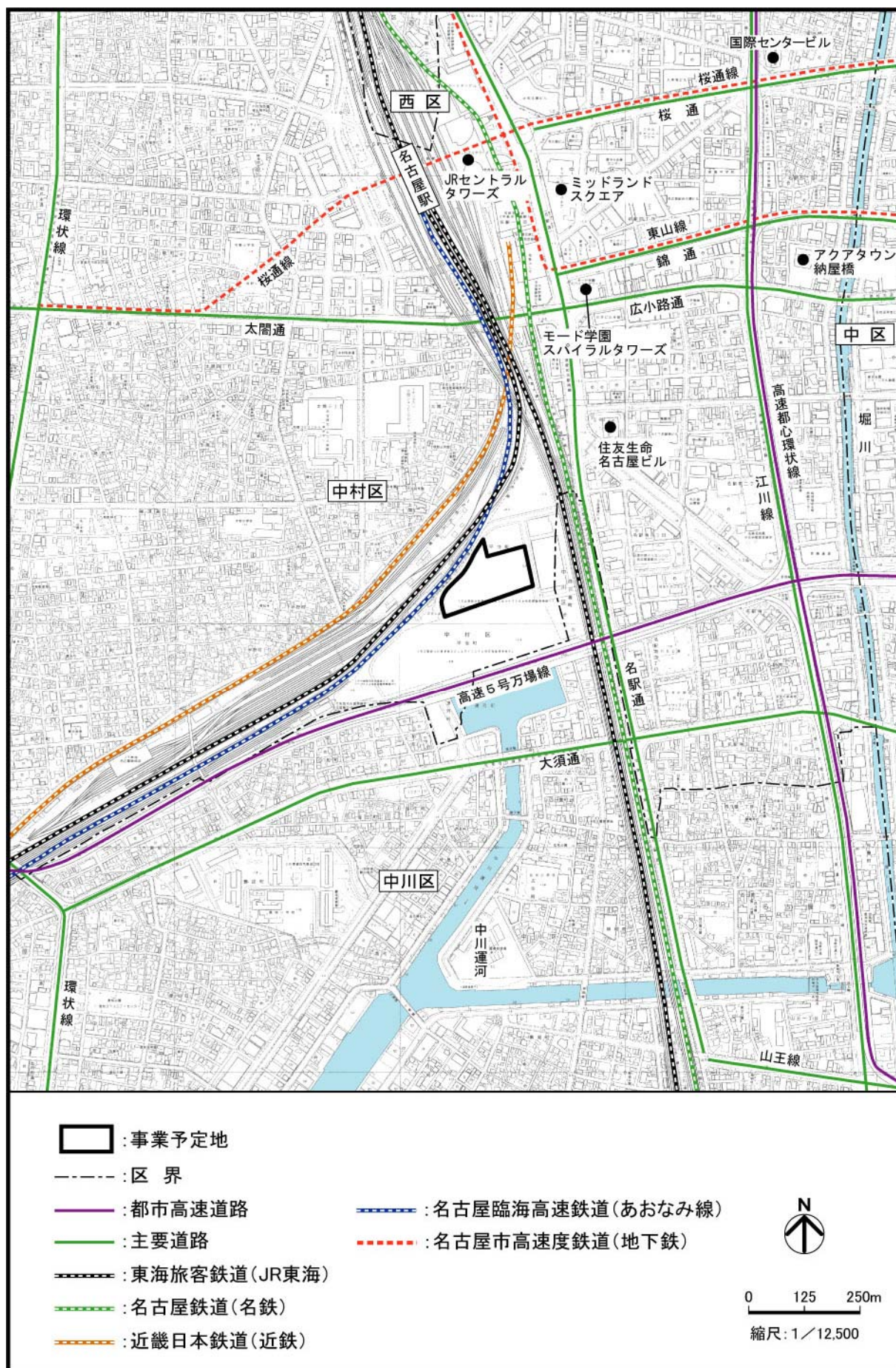


図 4-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1 調査対象区域

中村区	六反学区の一部、牧野学区の一部、 米野学区の一部
中川区	愛知学区の一部、広見学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を、「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、中村区、中川区など区毎のデータしか得られないものについては区毎に行った。

なお、資料の収集は、平成 20 年 2 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

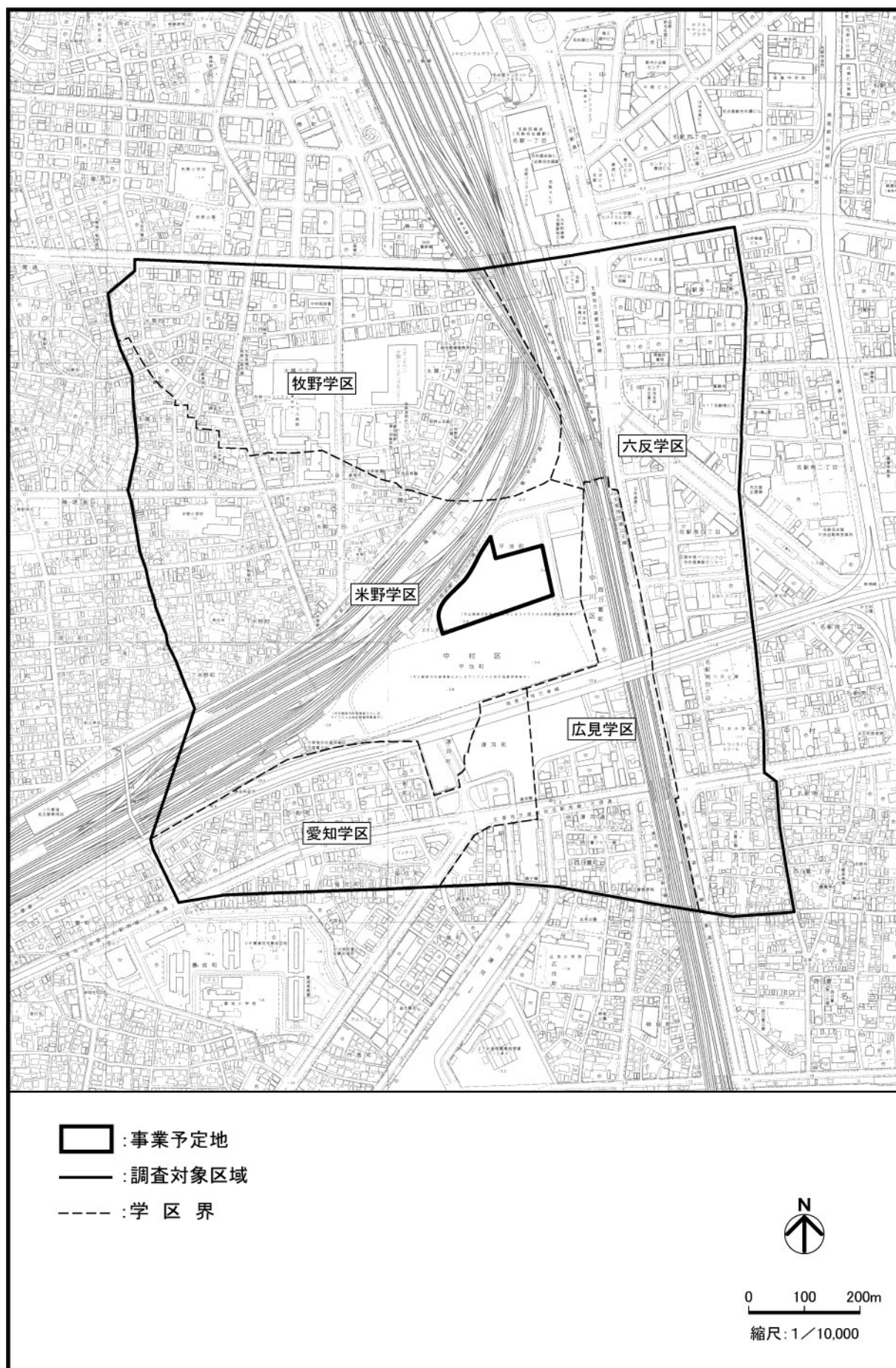


図 4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域を含む学区の平成17年における人口、世帯数は表4-1-1に、年齢別人口構成比は図4-1-1に示すとおりである。

人口は、名古屋市及び5学区全体ともに増加傾向を示しているが、5学区全体の増加率は名古屋市よりも低くなっている。学区別では、六反学区及び牧野学区が増加傾向を示しており、特に牧野学区は顕著な増加がみられる。

1世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、5学区全体は少ない。学区別では、愛知学区は名古屋市とほぼ同じであるが、他の学区は少なくなっている。

年齢別人口については、0～14歳の人口比率は、全ての学区で名古屋市よりも低く、逆に65歳以上の比率は高くなっている。

また、5学区全体の昼夜間人口比率は約242.6%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

出典)「平成17年国勢調査 名古屋の学区別人口」(名古屋市, 平成18年)

「平成12年国勢調査 名古屋の昼間人口」(名古屋市, 平成15年)

表4-1-1 人口、世帯数等

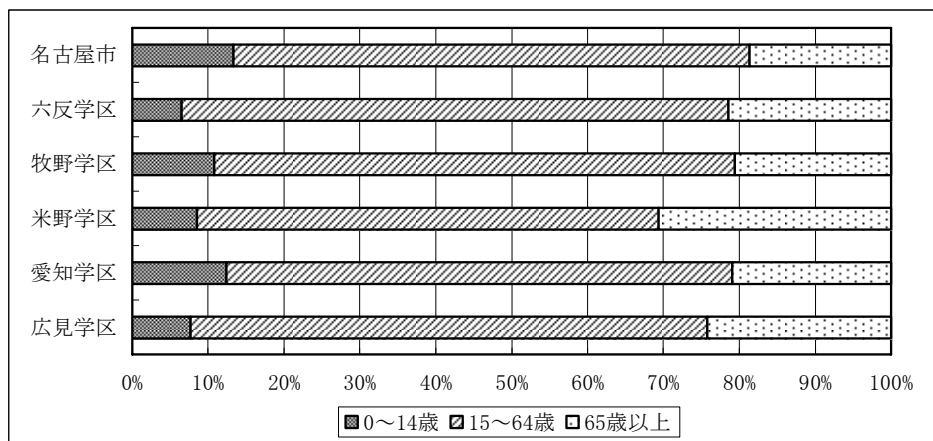
区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成12年 人口(人) (B)	増加率 (%)	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,215,062	955,851	2.32	2,171,557	2.0	2,514,549	2,148,949	117.0
中村区								
六反学区	3,133	1,849	1.69	2,899	8.1	26,926	2,875	936.6
牧野学区	6,884	3,610	1.91	5,667	21.5	19,300	5,623	343.2
米野学区	6,720	3,135	2.14	7,337	△ 8.4	5,851	7,317	80.0
中川区								
愛知学区	7,670	3,340	2.30	7,928	△ 3.3	8,007	7,715	103.8
広見学区	3,374	1,718	1.96	3,524	△ 4.3	5,132	3,355	153.0
5学区全体	27,781	13,652	2.03	27,355	1.6	65,216	26,885	242.6

注)1: 人口及び世帯数は平成17年10月1日現在、昼夜間人口は平成12年10月1日現在

2: 増加率(%)=(A-B)/B×100

3: △は減少を示す。

4: 昼夜間人口比率(%)=(昼間人口/夜間人口)×100



注) 平成17年10月1日現在

図4-1-1 年齢別人口構成比

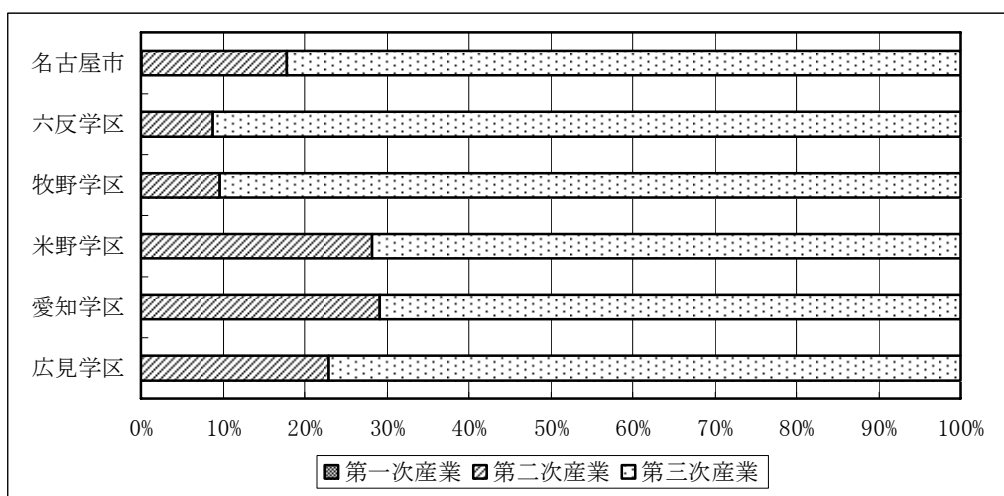
② 産 業

名古屋市及び調査対象区域を含む学区の平成 13 年における産業別事業所数及び従業者数は、図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市及び対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、特に六反学区及び牧野学区で高い割合となっている。

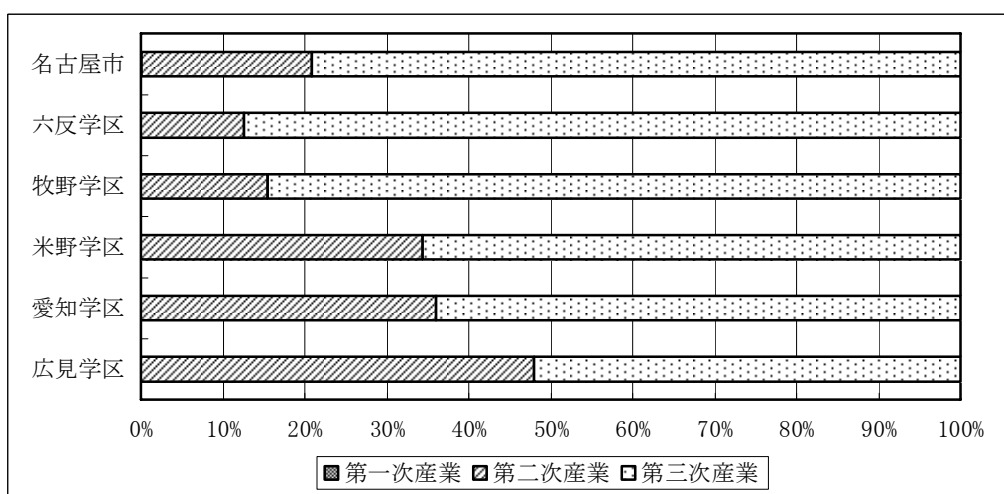
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、同様に六反学区及び牧野学区が高くなっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 13 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 15 年)



注)平成13年10月1日現在

図 4-1-2(1) 産業別事業所数



注)平成13年10月1日現在

図 4-1-2(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む中村区並びに中川区の平成 18 年における土地利用の状況は、表 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 77%を占めているが、中村区はさらにこの割合が高く、約 82%を占めている。中川区の宅地の割合は名古屋市よりも低く、約 70%となっている。

出典)「平成 18 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 19 年)

表 4-1-2 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,853,189	77,959	89,598	1,427,622	77.0%	1,214	42,527	4,582	25,845	183,842
中村区	99,587	1,004	4,227	81,869	82.2%	—	—	4	5,200	7,283
中川区	192,048	17,645	14,673	133,565	69.5%	—	20	—	5,159	20,986

注)1:平成18年1月1日現在

2:宅地率(%)=宅地面積/総数×100

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれており、用途区分は図 4-1-3 に示すとおりである。

事業予定地は、全域が商業地域となっている。調査対象区域の用途区分は、商業地域が一番大きな割合を占め、次いで準工業地域、第二種住居地域、近隣商業地域の順となっている。

駐車場整備地区及び都市景観整備地区の指定状況は、図 4-1-4 に示すとおりである。

事業予定地は、全域が駐車場整備地区となっている。調査対象区域は、北西側、西側及び南側の地域を除き、駐車場整備地区となっている。また、調査対象区域の北側の一部が名古屋駅都市景観整備地区に指定されている。

事業予定地周辺における建物用途の状況は、図 4-1-5 に示すとおりである。

事業予定地の北側は、東海旅客鉄道(JR 東海)等の線路が通っており、供給・処理・運輸施設が点在している。線路よりさらに北西側には住居施設が多く、商業施設、宗教・文化・医療・養護施設等が点在している。東側の直近には商業施設があり、東海旅客鉄道(JR 東海)等の線路より東側には商業施設及び供給・処理・運輸施設が多く、教育施設等が点在している。南側は、都市高速道路が通っており、これより南側には、供給・処理・運輸施設が多く、住居施設等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「愛知県土地利用規制図」(愛知県, 平成 13 年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「名古屋駅都市景観整備地区」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市建物用途現況図」(名古屋市, 平成 15 年)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・中川区」(株式会社ゼンリン)

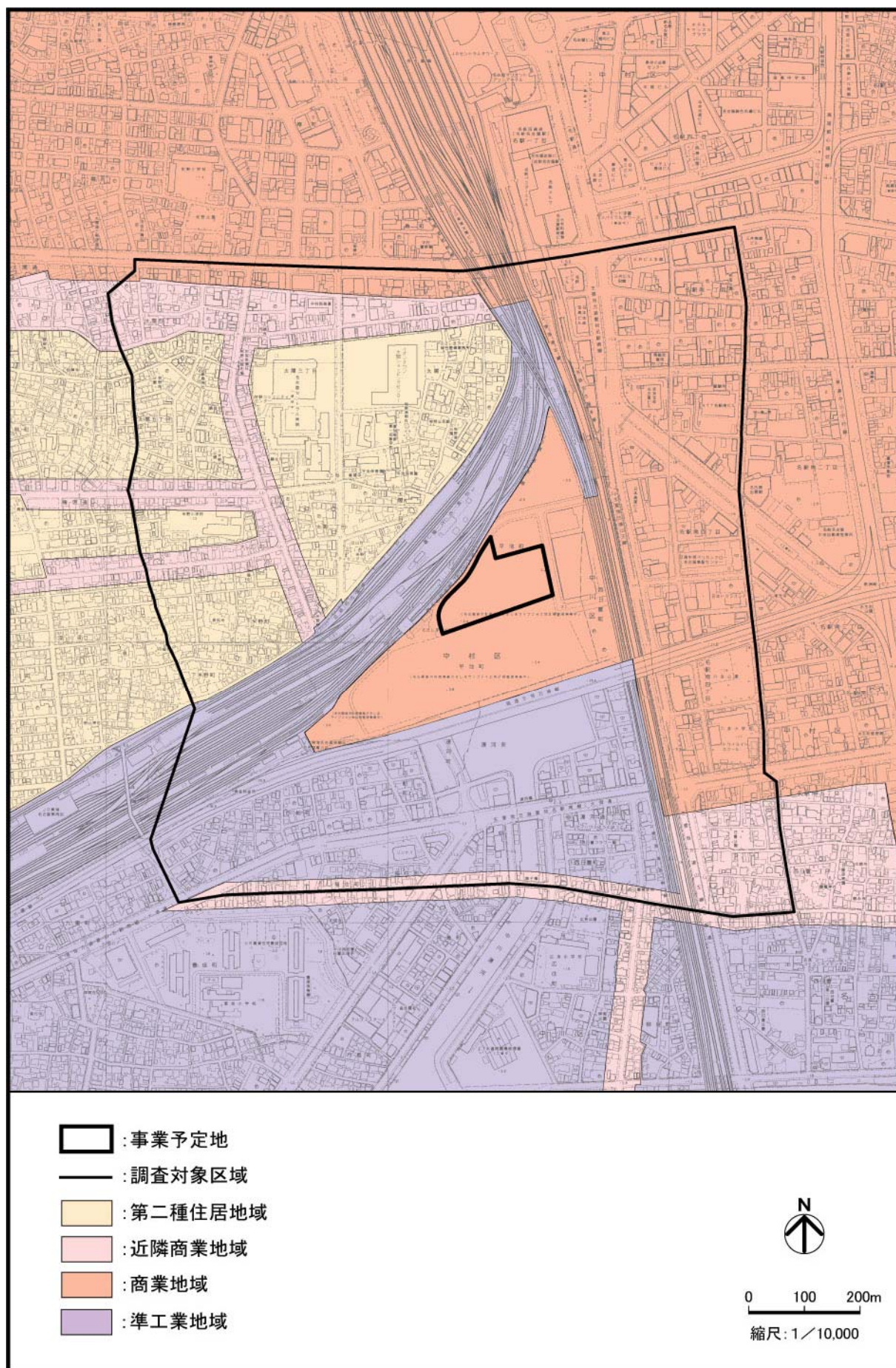


図 4-1-3 用途区分図

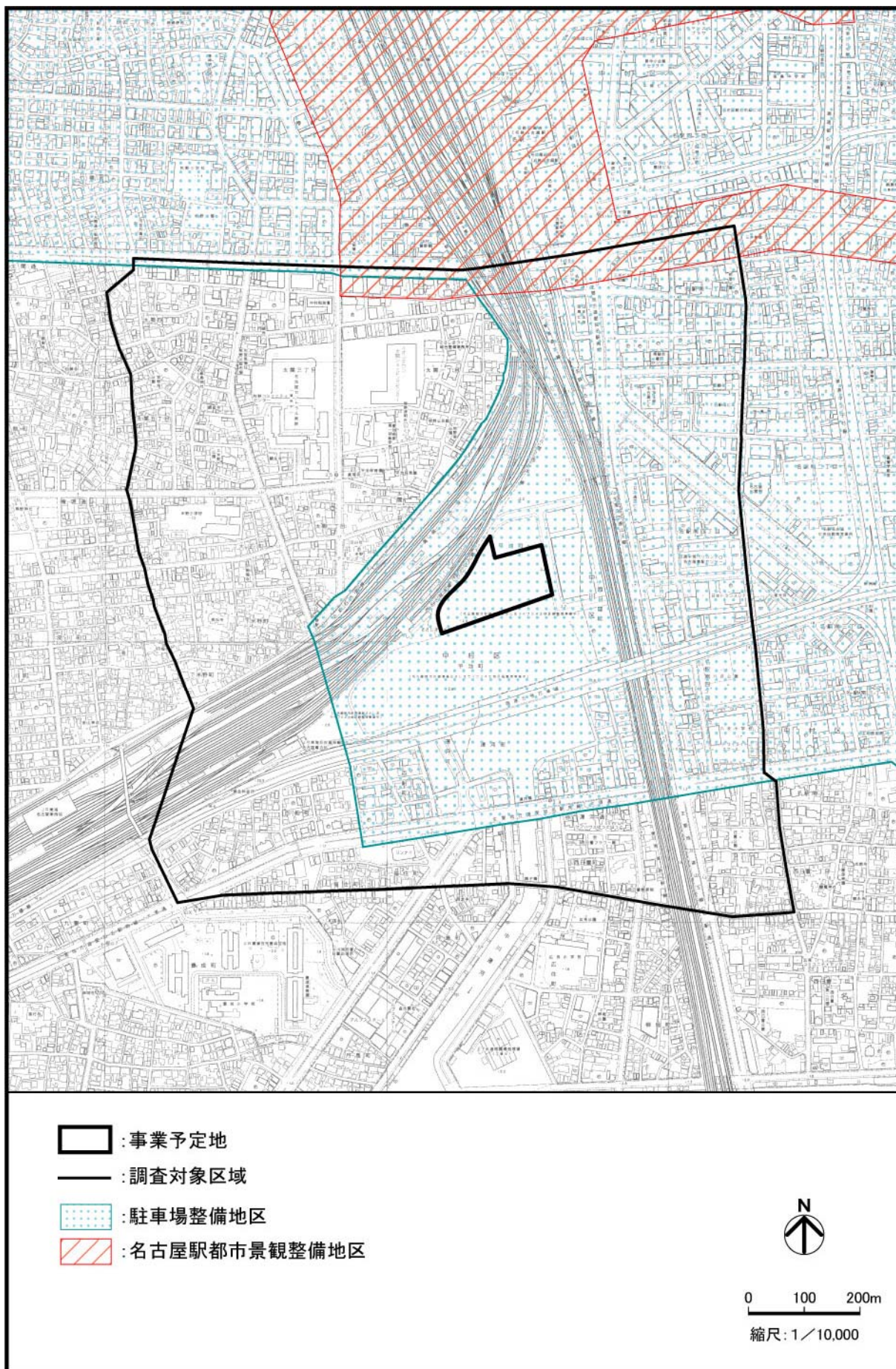


図 4-1-4 駐車場整備地区及び都市景観整備地区

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地北側では、中部国際センター建替工事が行われており、南側では、愛知大学の建設が計画されている。(前掲図 2-3-2 参照)

また、事業予定地西側では、名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線が事業中となっている。(図 4-1-8 参照)

(3) 水域利用

事業予定地南側の中川運河には、現在は親水施設や遊覧船等の利用はない。

また、揚水設備等設置事業場^{*)}は、調査対象区域内に 2 事業場あり、揚水（井戸）の深さは約 180m 及び 300m である。

^{*)}名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

① 交通網の状況

鉄道については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域は名古屋駅の南側に位置し、東海旅客鉄道（JR 東海）、名古屋鉄道（名鉄）、近畿日本鉄道（近鉄）及び名古屋臨海高速鉄道（あおなみ線）が集中する地域である。事業予定地の西側には、あおなみ線のさしまライブ駅及び近鉄名古屋線の米野駅がある。

バス路線については、図 4-1-7 に示すとおりである。調査対象区域北側の名古屋駅地区には、名鉄バスターミナル及び名古屋ターミナルビルがあり、名鉄バス、三重交通バス、市バス及び JR 東海バスが集中する地域である。事業予定地の東側の山王線には、市バス及び名鉄バスが通っており、直近には、市バスのバス停がある。

主要な道路網については、図 4-1-8 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速 1 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、主要市道の山王線及び愛知名駅南線、一般市道の広井町線、岩塚牧野線、荒子町線、運河西線及び岩井町線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県, 平成 9 年)

「あおなみ線路線図」(名古屋臨海高速鉄道株式会社ホームページ)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「名古屋市交通量図(平成 17 年度)」(名古屋市, 平成 19 年)

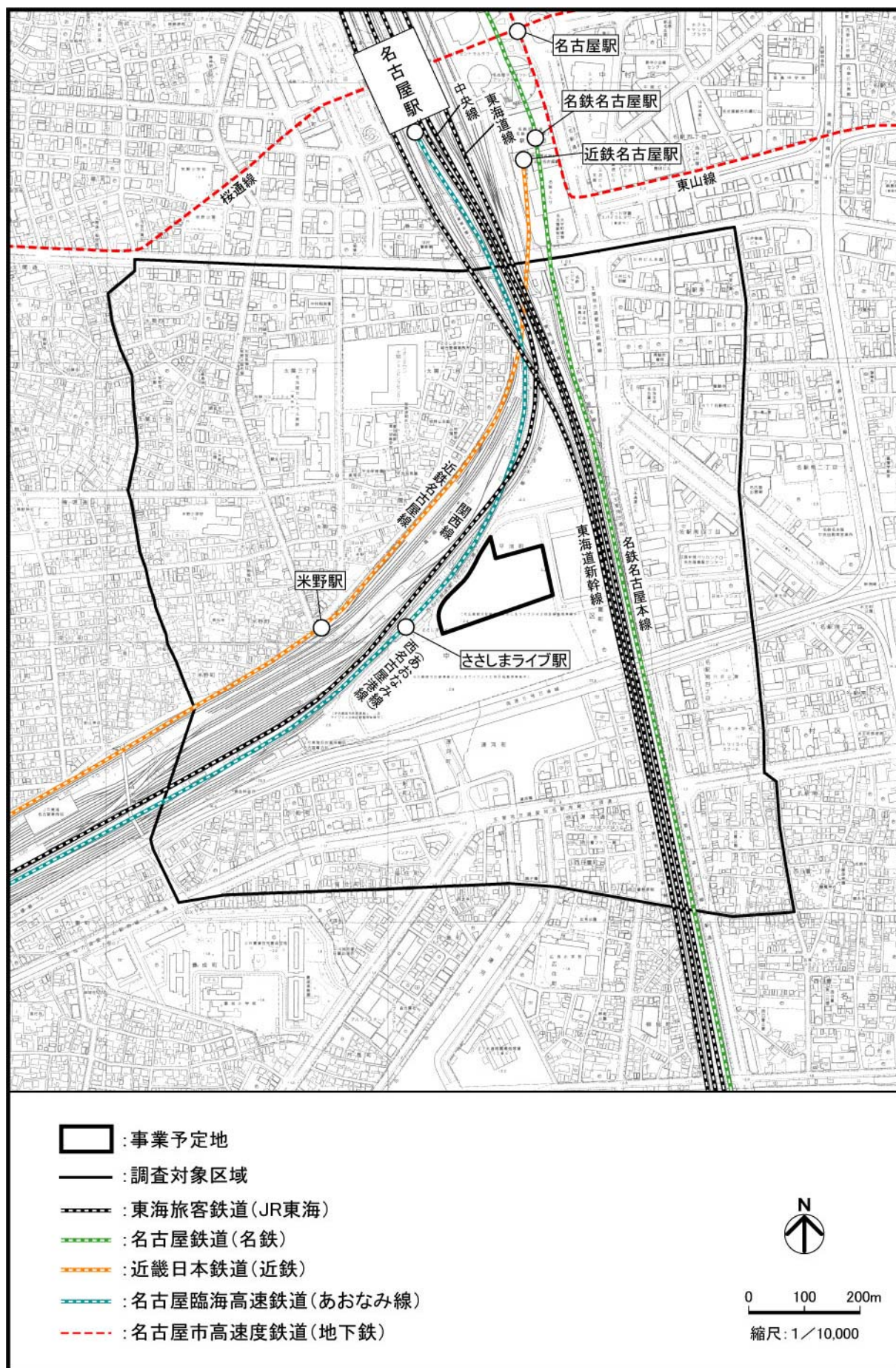


図 4-1-6 鉄道網図

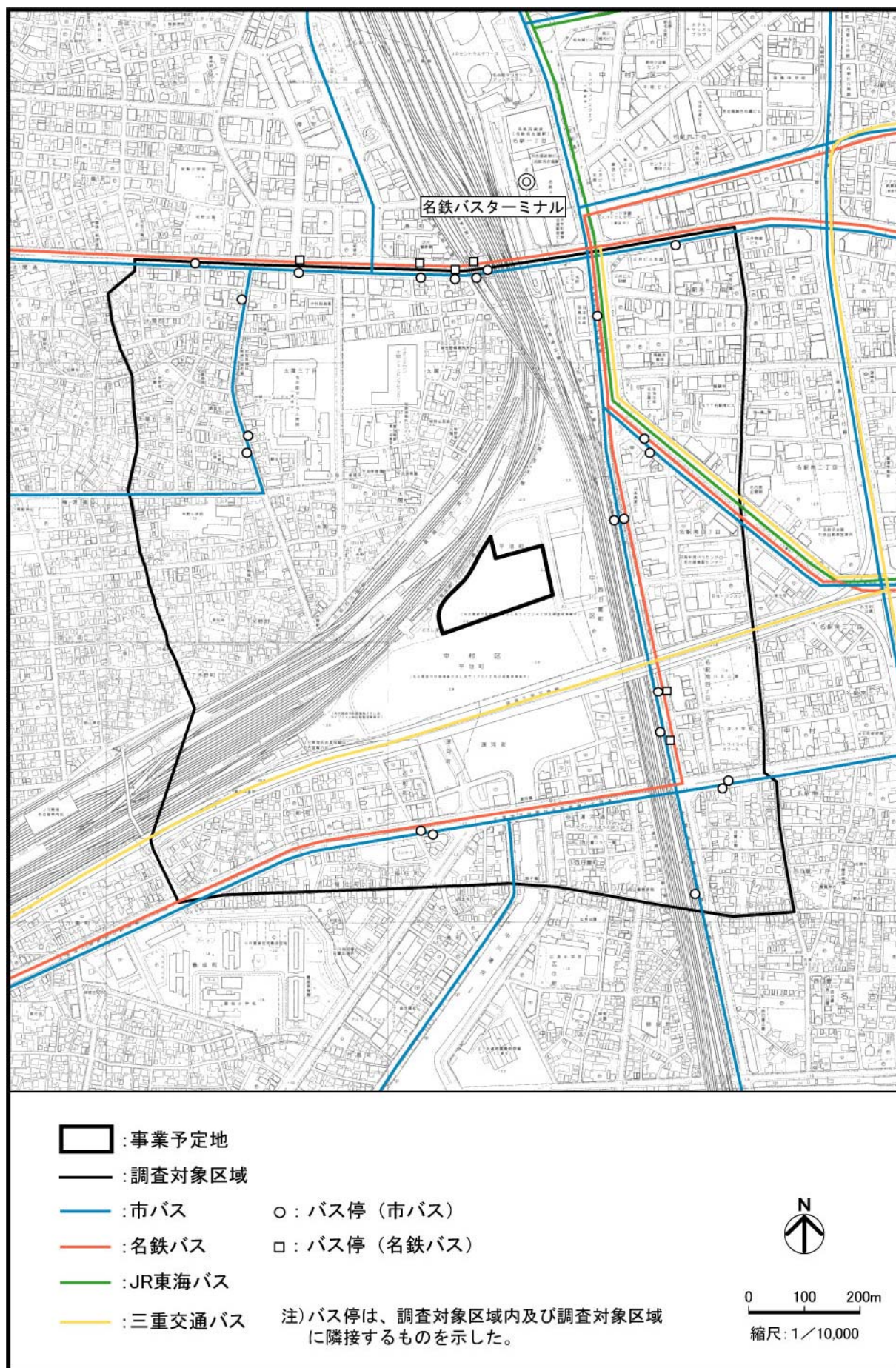


図 4-1-7 バス路線図

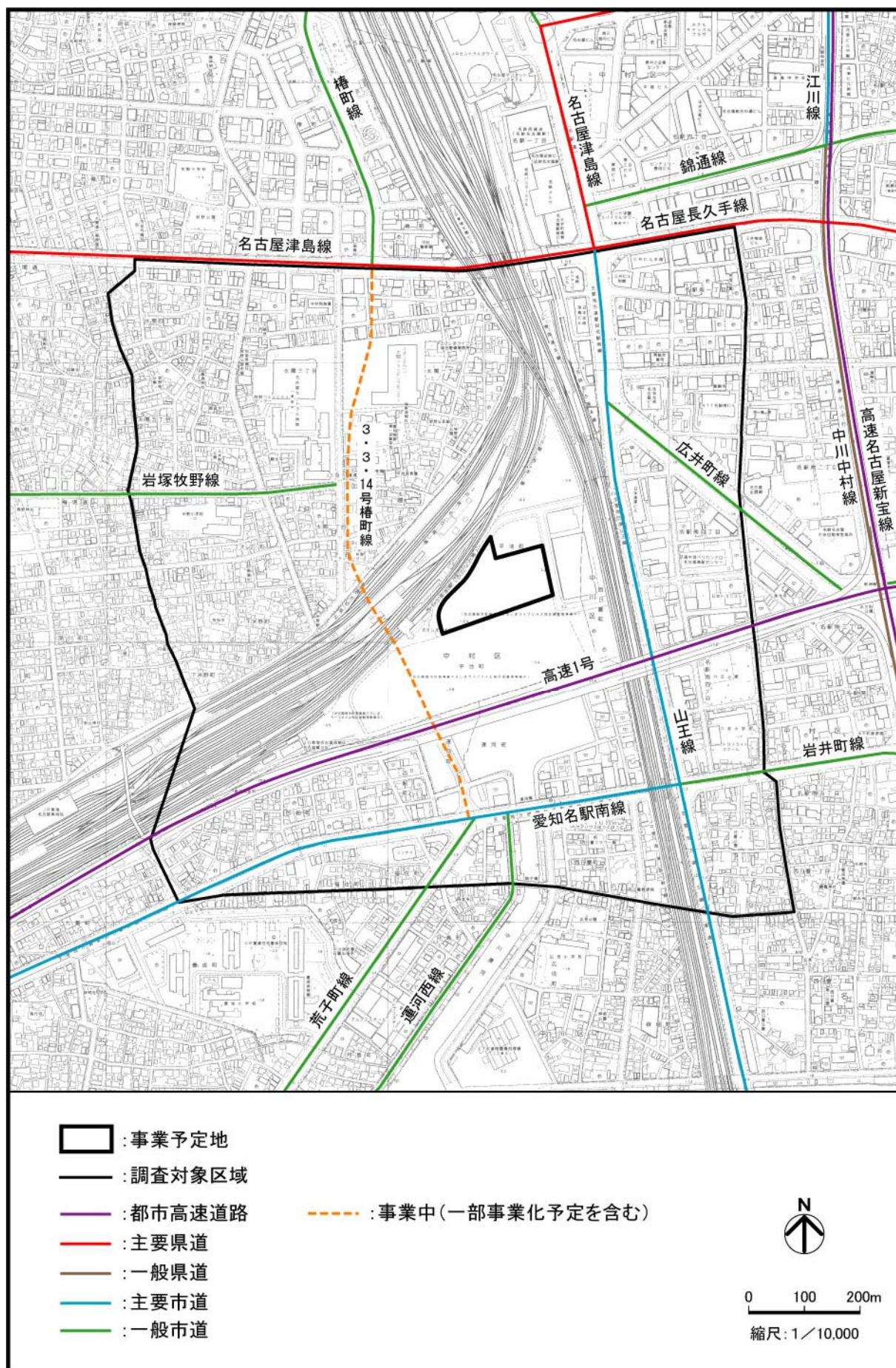


図 4-1-8 主要道路網図

② 道路交通状況

事業予定地周辺における 7～19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）及び歩行者交通量（自転車を含む）は表 4-1-3、図 4-1-9 及び図 4-1-10 に示すとおりである。

調査対象区域には、2 箇所の観測地点がある。自動車交通量は、山王線（No. 3）で平日約 17,000 台/12 時間、休日約 11,000 台/12 時間、広井町線（No. 7）で平日約 27,000 台/12 時間、休日約 16,000 台/12 時間となっている。歩行者交通量は、山王線（No. 3）で平日約 3,300 人/12 時間、休日約 2,800 人/12 時間、広井町線（No. 7）で平日約 3,900 人/12 時間、休日約 2,000 人/12 時間となっている。

調査対象区域周辺では、自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（No. 8）が最も多く、平日で約 43,000 台/12 時間、休日で約 27,000 台/12 時間となっている。都市高速道路以外では、平日及び休日ともに、愛知名駅南線（No. 4）及び中川中村線（No. 5）が多く、平日で約 29,000～30,000 台/12 時間、休日で約 22,000～23,000 台/12 時間となっている。歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（No. 1）が最も多く、平日で約 35,000 人/12 時間、休日で約 47,000 人/12 時間となっている。

出典）「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 19 年）

表 4-1-3 自動車及び歩行者交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量	
				自動車(台)	歩行者(人)
主要県道	1	名古屋津島線	中村区名駅1丁目	27,177 (20,733)	34,975 (47,245)
	2		中村区太閤通3丁目	19,915 (17,691)	5,843 (4,588)
主要市道	3	山王線	中村区名駅南4丁目	16,643 (10,638)	3,258 (2,829)
	4	愛知名駅南線	中川区豊成町	29,618 (23,050)	1,411 (1,544)
一般県道	5	中川中村線	中村区名駅南1丁目	29,085 (22,011)	5,653 (4,102)
一般市道	6	椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	13,434 (11,682)
	7	広井町線	中村区名駅南4丁目	27,015 (16,480)	3,862 (2,042)
都市高速道路	8	高速名古屋新宝線	中村区名駅南1丁目	42,738 (26,824)	—

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。

③ 公共交通機関の利用状況

事業予定地西側に位置するあおなみ線ささしまライブ駅及び近鉄名古屋線米野駅の平成 18 年度における乗車人員は、ささしまライブ駅で 180,073 人、米野駅で 115,439 人である。

出典）「平成 19 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 20 年）

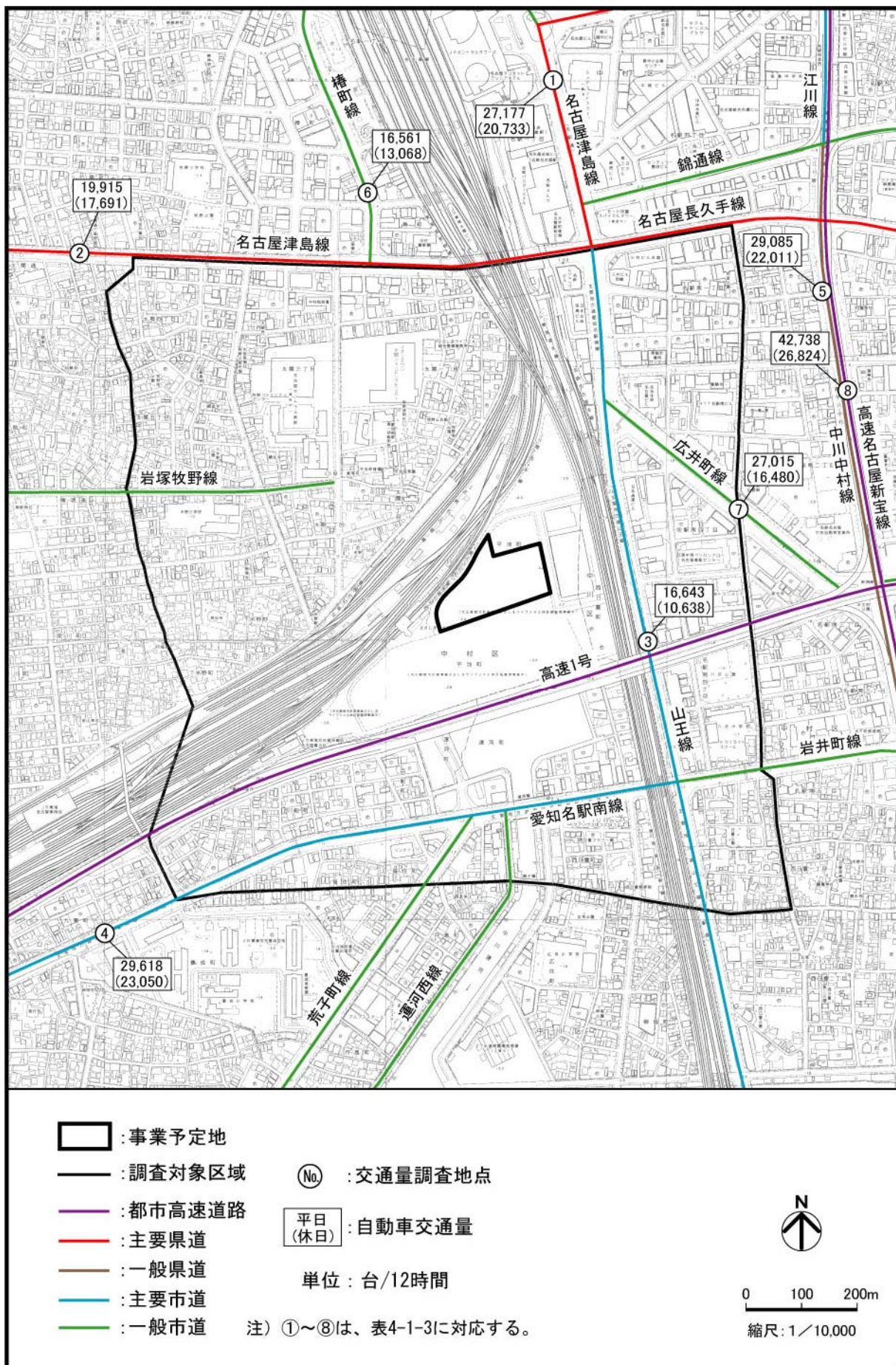


図 4-1-9 自動車断面交通量

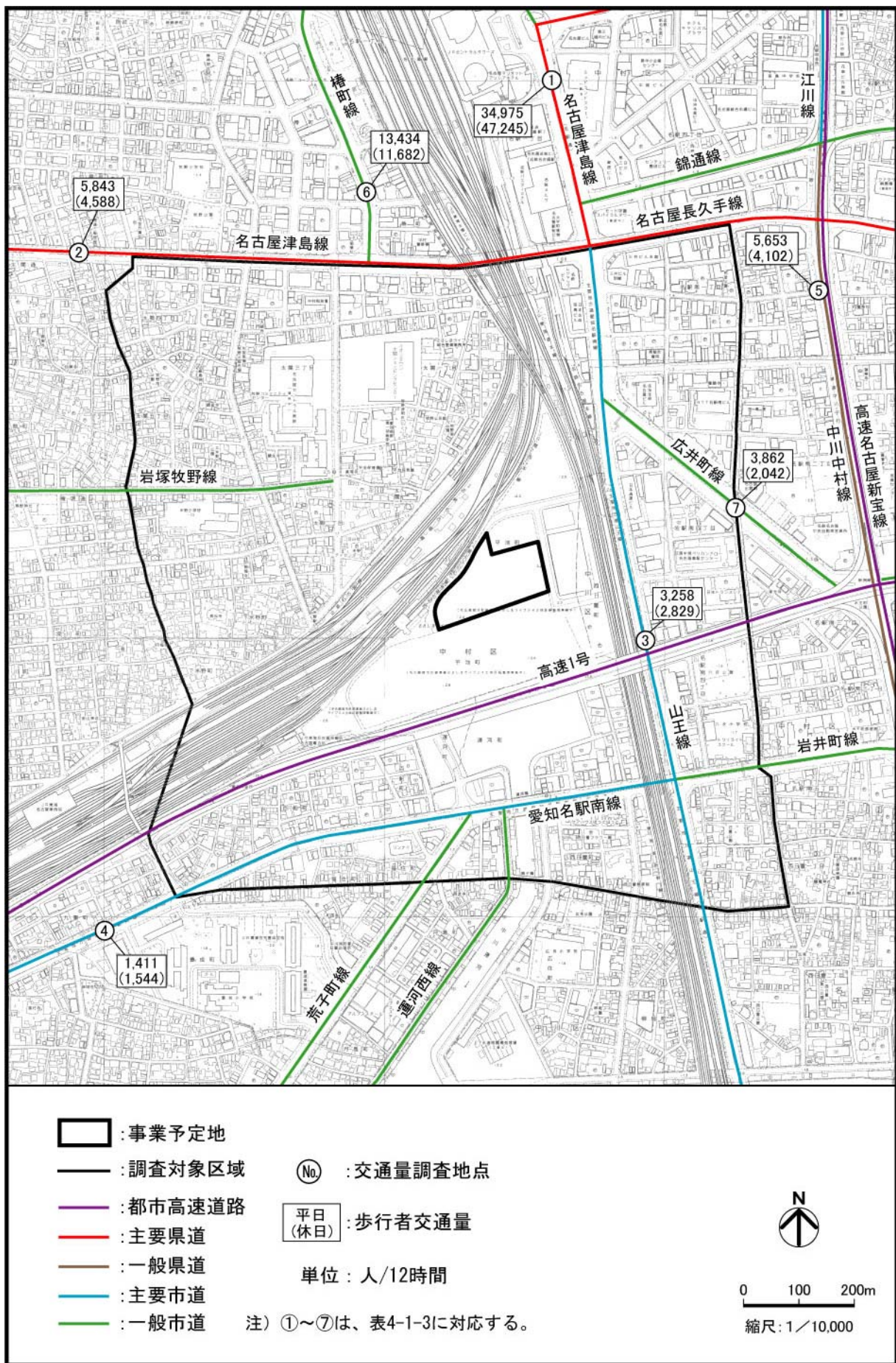


図 4-1-10 歩行者断面交通量

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、小学校が 2 箇所あるほか、専修・各種学校がある。その他には、病院が 1 箇所、保育所が 1 箇所あるほか、福祉関係施設、集会施設及びどんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 1 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市, 平成 10 年)

「病院名簿」(愛知県, 平成 19 年)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

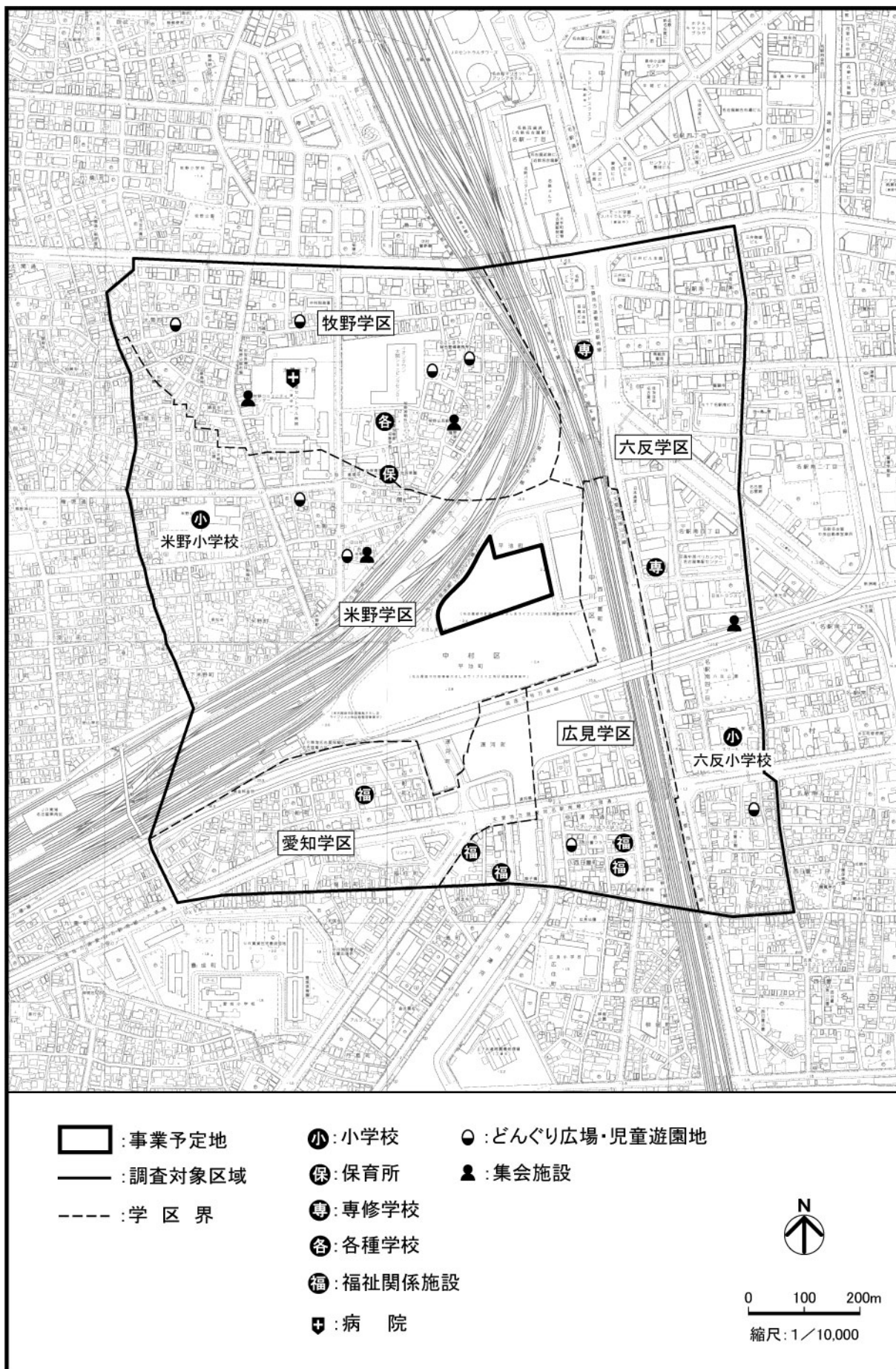


図 4-1-11 公共施設等位置図

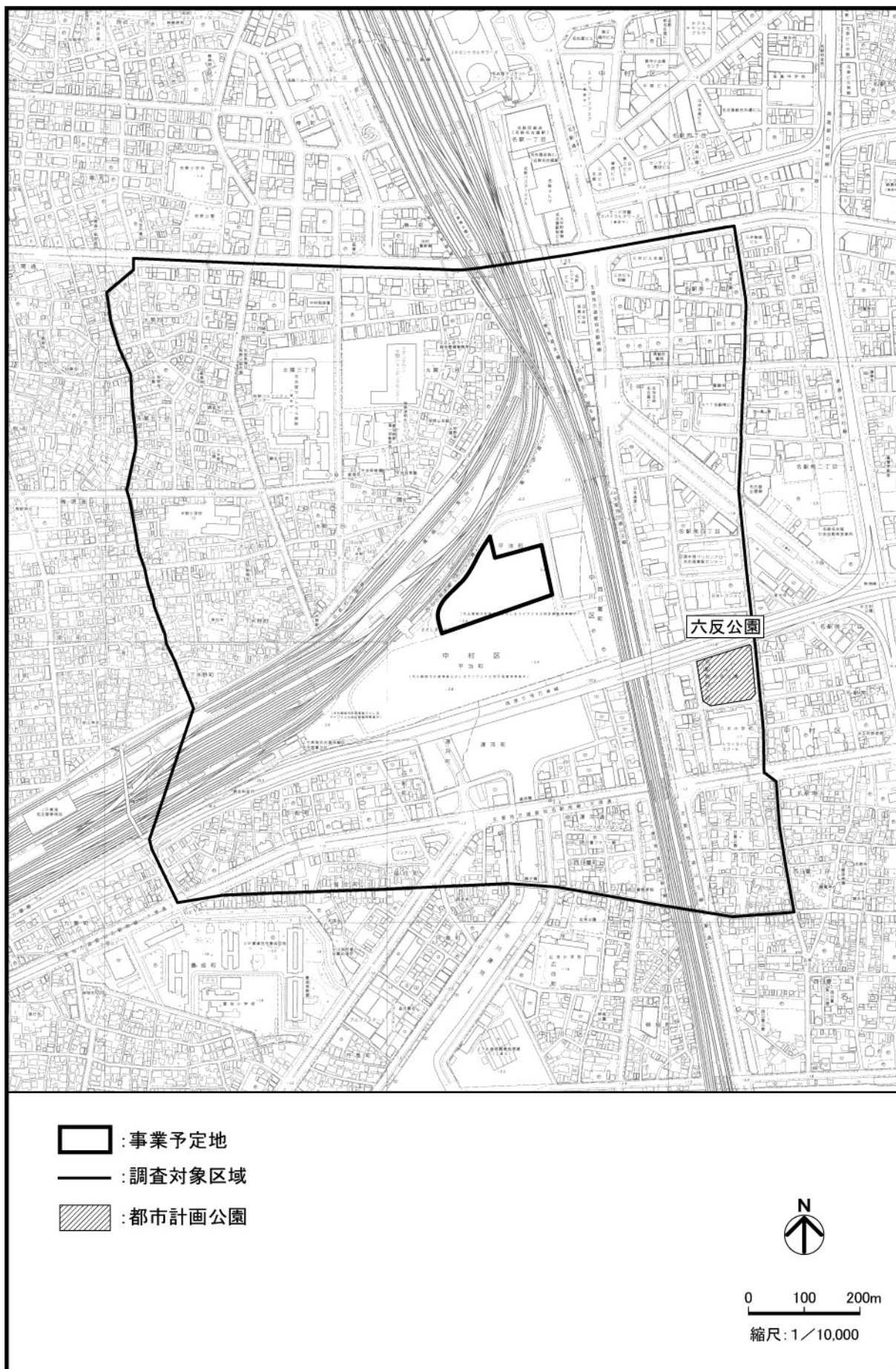


図 4-1-12 都市計画公園位置図

② 文化財等

調査対象区域には、国指定、愛知県指定、名古屋市指定及び名古屋市文化財調査委員会選定の文化財等は存在しない。

出典)「名古屋の史跡と文化財」(名古屋市, 平成 10 年)

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 18 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率^{注)}は 98.2% (平成 18 年 3 月 31 日現在)となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典)「平成 18 年度版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 19 年)

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 18 年度のごみ収集搬入量は 722,995 トンで、前年度と比べ約 0.4%増加している。

平成 17 年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表 4-1-4 に示すとおりである。

中村区及び中川区のごみ収集量の構成は、名古屋市と比べると、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、ほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集(町美運動により集められたごみ等の収集)については、中村区の割合が 2 倍程度高くなっている。

また、中村区及び中川区の資源収集の割合は、名古屋市と比べると両区とも低くなっている。

出典)「事業概要 (平成 18 年度資料編)」(名古屋市, 平成 18 年)
「ごみ量の推移」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-4 ごみ収集量 (平成 17 年度)

区 分						単位:トン
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合 計
名古屋市	383,618 (70.5%)	61,411 (11.3%)	9,995 (1.8%)	86,085 (15.8%)	2,996 (0.6%)	544,105 (100.0%)
中村区	25,936 (73.0%)	4,074 (11.5%)	549 (1.5%)	4,512 (12.7%)	472 (1.3%)	35,543 (100.0%)
中川区	37,458 (71.0%)	6,232 (11.8%)	858 (1.6%)	7,740 (14.7%)	439 (0.8%)	52,727 (100.0%)

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

1) 環境基準等

(7) 大気汚染（資料－1〔資料編 p. 資-1〕参照）

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(4) 騒音（資料－2〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(7) 水質汚濁（資料－3〔資料編 p. 資-4～10〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(1) 土壌汚染（資料－4〔資料編 p. 資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(7) ダイオキシン類（資料－5〔資料編 p. 資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(7) 大気質（資料－6〔資料編 p. 資-13～16〕参照）

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(4) 騒音（資料－7〔資料編 p. 資-17～20〕参照）

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料－８〔資料編 p. 資-21～23〕参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料－９〔資料編 p. 資-24〕参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び中川区は、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地（3,000 ㎡以上）の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照（資料－10〔資料編 p. 資-25～27〕 参照）

調査対象区域内における事業予定地北側の用途地域は、第 2 種住居地域、準工業地域及び商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する地域がある。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(カ) 緑 化（資料－11〔資料編 p. 資-28～29〕 参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、敷地面積が 1,000 ㎡以上の施設の新築においては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途に緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

a. 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、2,000 ㎡を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

b. 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（以下、「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」（平成 16 年名古屋市告示 11 号）に基づくものとする。

② 廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト（集荷目録）を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

③ 自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 緑地保全地区の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地保全法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地区の指定はない。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく災害危険区域の指定はない。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。

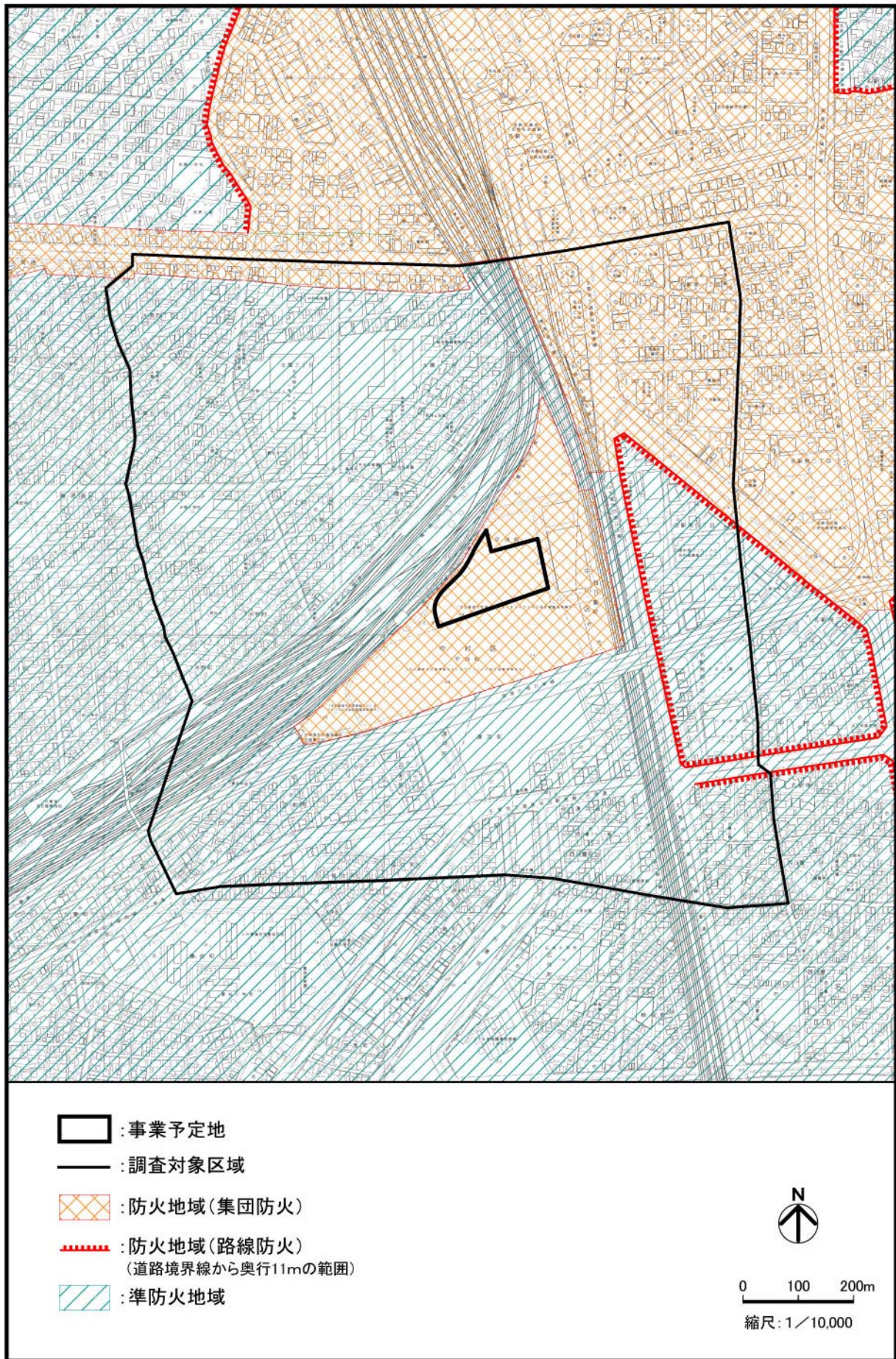


図 4-1-13 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知地域においては、昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い深刻化した大気汚染、水質汚濁等の公害問題に対し、名古屋地域、衣浦・西三河地域及び東三河地域において、公害防止計画が策定されている。平成 3 年度には、これら 3 地域を一本化して愛知地域公害防止計画が策定され、平成 8 年度から 12 年度、平成 13 年度から 17 年度を計画期間とする諸施策が推進されてきている。

これに引き続き、愛知県は、平成 18 年度から 22 年度を計画期間とする新たな愛知地域公害防止計画を平成 18 年度に策定している。策定地域には、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

本計画の目的は、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境基準の達成で、本計画の主要課題は、表 4-1-5 に示すとおりである。

表 4-1-5 愛知地域公害防止計画の主要課題（平成 18 年度～22 年度）

主要課題	内 容
都市地域における大気汚染	都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図る。
交通公害	国道 23 号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る大気汚染、騒音の防止を図り、また、東海道新幹線鉄道沿線における騒音、振動の防止を図る。
都市内河川の水質汚濁	矢田川等水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図る。 また、東海市内の水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質改善を図るため、環境基準の類型指定のない河川について類型指定を検討する。
油ヶ淵の水質汚濁	油ヶ淵の COD に係る水質汚濁の防止を図る。
伊勢湾の水質汚濁	伊勢湾の COD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図る。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する愛知県環境基本計画を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に改定されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための名古屋市環境基本計画を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に第 2 次環境基本計画が策定され、市民・事業者・行政が連帯して環境保全に取り組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

第 2 次名古屋市環境基本計画の目標は、表 4-1-6 に示すとおりである。

表4-1-6 第 2 次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

④ 名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」において、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げた。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行い、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定している。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「市の施策による行動促進の削減目標の明確化」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、2010 年（平成 22 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）を基準として 10%削減する。
 - ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、2010 年までに、1990 年を基準として 10%削減する。
- ただし、HFC、PFC、SF₆については、基準年を 1995 年（平成 7 年）とする。

⑤ なごや水の環（わ）復活プラン

名古屋市では、豊かな水の環（わ）がささえる「環境首都なごや」の実現を理念として、「①水循環機能の回復、②人にも生き物にもやさしい水辺や緑がある街づくり、③パートナーシップによる水の環の復活」の3つの基本方針を掲げ、「①豊かな地下水・湧水をとるもどす、②魅力ある水辺環境をつくる、③水と緑のネットワークをつくる、④みんなで水の環の回復にとりくむ」を4つの取り組みの柱として対策を進めている。

⑥ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成6年6月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成12年8月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成14年5月には、21世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画では、発生抑制を中心とした入口対策に重点を置き、施策を進めている。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

1) 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、これらのうち低地に分類される。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

2) 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

これらのうち、調査対象区域の大部分は現河床堆積物からなっており、その中に一部島状に自然堤防堆積物がみられる。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

② 地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 2 箇所及び名古屋港管理組合の水準点が 1 箇所ある。

平成 18 年度の測量結果では、調査対象区域南側にある名古屋市及び名古屋港管理組合の水準点 2 箇所でごくわずかに沈下しているが、年間 1 cm 以上の沈下は示していない。

出典)「平成 18 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 19 年)

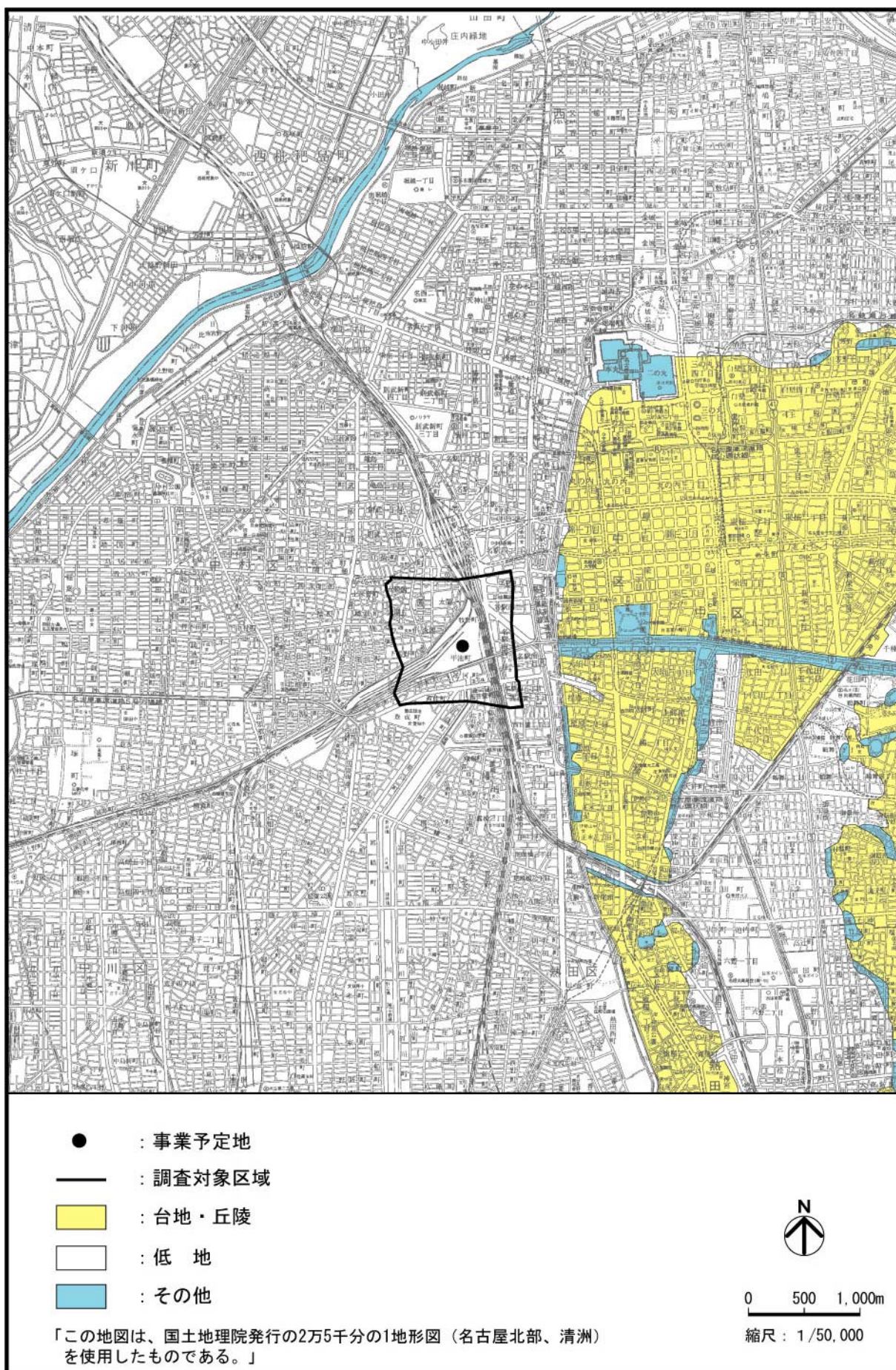


図 4-2-1 地形図

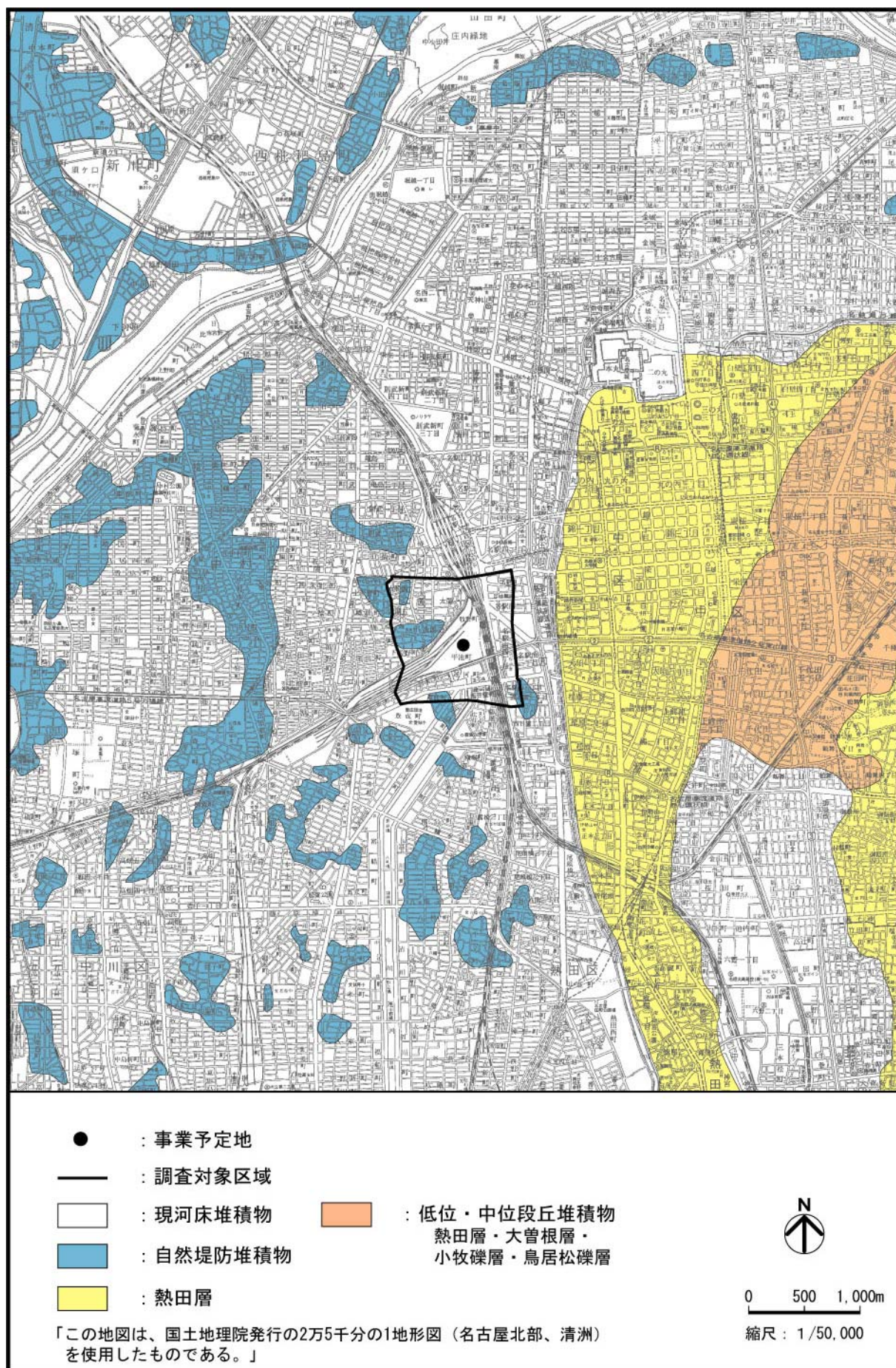


図 4-2-2 表層地質図

③ 土壌汚染

事業予定地は、名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所が、開発提案協議の実施及び土地処分に先立ち、自主的に土壌調査を実施しており、この結果、一部の箇所において、溶出量基準を上回る砒素及びその化合物の存在が報告されている。（報告されている調査の概要は、資料-12〔資料編 p. 資-30～37〕参照）

出典）「ささしまライブ 24 地区土壌等調査委託 土壌調査報告書（敷地 A）」
（名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所，平成 19 年）
「ささしまライブ 24 地区土壌等詳細調査委託 土壌調査報告書（敷地 A）」
（名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所，平成 19 年）

(2) 水環境の状況

① 水 象

調査対象区域の南側には、中川運河の北端となる船だまりがある。中川運河は、この船だまりから名古屋港に至る全長約 8.4 km の運河である。

出典）「名古屋市河川図」（名古屋市，平成 13 年）

② 水 質

平成 18 年度に中川運河の東海橋で行った測定結果によると、BOD は 75% 値で 8.4 mg/ℓ と環境基準を達成している。

なお、調査対象区域に水質の測定地点はない。

出典）「平成 18 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市，平成 19 年）

③ 底 質

平成 16 年度に中川運河の東海橋で行った測定結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀は基準値を上回っていない。また、暫定除去基準が定められている PCB については、調査は行われていない。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典）「平成 17 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 17 年）

④ 地下水

平成 14～18 年度に実施した中村区及び中川区における地下水調査結果によると、表 4-2-1 に示すとおり、中村区では、過去 5 年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、中川区では、過去 5 年間毎年、揮発性有機塩素化合物等で環境基準に適合していない地点がある。

なお、調査対象区域には地下水の測定地点はない。

出典）「平成 14～18 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」
（名古屋市，平成 15～19 年）

表 4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況

年 度	平成14		平成15		平成16		平成17		平成18	
区 別	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区	中村区	中川区
調査地点数	4	4	4	4	4	7	4	5	4	6
環境基準不適合地点数	0	2	0	1	0	3	0	4	0	5

(3) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去5年間（平成14～18年度）の年間平均気温は16.1℃、年平均降水量は1,480mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所、テレビ塔、八幡中学校及び中川保健所における過去5年間（平成14～18年度）の風向・風速の測定結果は、表4-2-2に示すとおりである。

年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）、八幡中学校が北北西、中川保健所が北西となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。

年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、中村保健所が2.5m/s、テレビ塔が2.1m/s（75m）及び3.8m/s（139m）、八幡中学校が2.6m/s、中川保健所が2.5m/sとなっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成14～18年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成15～19年）

表 4-2-2 月別最多風向及び平均風速（平成14～18年度）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
大気常時監視測定局	名古屋地方気象台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.3	3.0	2.7	2.8	3.0	2.8	2.7	2.6	2.9	3.2	3.4	3.6	3.0
	中村保健所	最多風向	NW	NE SE	WNW	NW WNW	SSE	NW	N NW	N	NW	NW	NW	NW
	平均風速	2.7	2.5	2.3	2.4	2.6	2.4	2.2	2.0	2.3	2.6	2.8	3.0	2.5
	テレビ塔（75m）	最多風向	NNW	N NNW	N SSW	N NW	SSW	N	N	NNE	N	NW NNE	N	N NNW
	平均風速	2.2	1.9	1.6	1.7	1.7	1.8	2.1	2.0	2.4	2.6	2.7	2.7	2.1
	テレビ塔（139m）	最多風向	NNW	NNW	NW SSE	NW NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	4.3	3.7	3.2	3.3	3.6	3.5	3.4	3.4	4.0	4.4	4.5	4.8	3.8
	八幡中学校	最多風向	NNW	NNW	NW	NNW	NNW SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	2.9	2.7	2.4	2.5	2.8	2.6	2.3	2.2	2.4	2.6	2.9	3.0	2.6
	中川保健所	最多風向	NW	NW	NW	NW	SSE	NNW	NNW	NW	NW	NW	NW	NW
	平均風速	2.8	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.2	2.1	2.3	2.5	2.7	2.8	2.5

② 大気質

調査対象区域に大気汚染常時監視測定局はない。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、八幡中学校及び中川保健所、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}、松蔭高校及び菱信ビル^{注)}がある。

これらの測定局の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典)「平成 14～18 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 15～19 年)

「平成 18 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市, 平成 19 年)

「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)

「平成 18 年度 ダイオキシン類大気環境調査結果」(名古屋市ホームページ)

注) 名古屋三越及び菱信ビル測定局は、現在廃止されている。

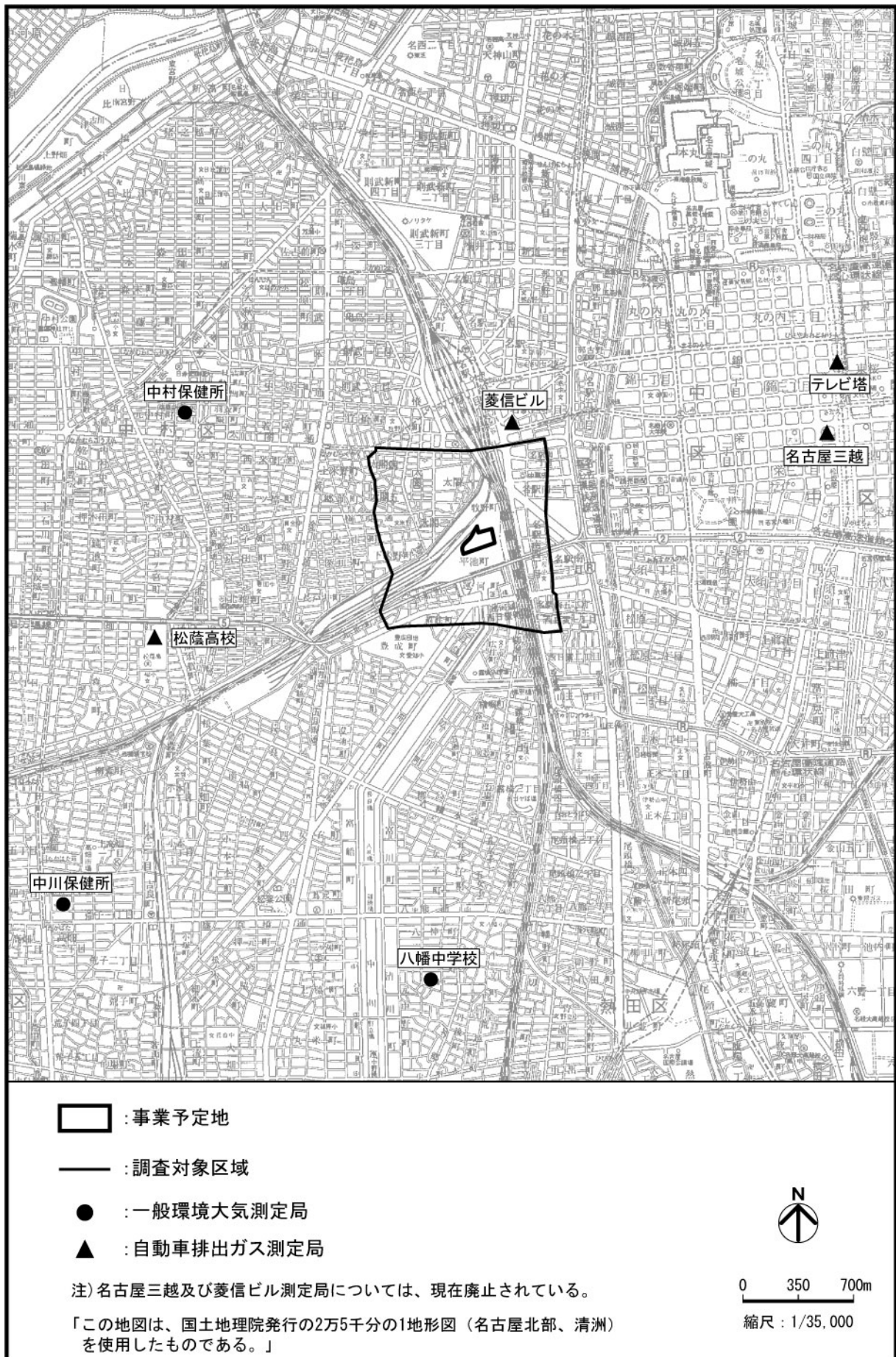


図 4-2-3 大気汚染常時監視測定局位置図

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 18 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりである。中川保健所及びテレビ塔とも環境基準を達成している。

表 4-2-3 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値0.04ppm を超えた日数とそ の割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
中川保健所	平成18年度	0.003	0	0.0	0	0.0	0.036	0.008	○
テレビ塔		0.005	0	0.0	0	0.0	0.047	0.009	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

2) 一酸化炭素

一酸化炭素の過年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

なお、3 測定局ともに、現在一酸化炭素の測定はなされていない。

表 4-2-4 一酸化炭素測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			8時間値が20ppmを 超えた回数とその 割合		日平均値10ppmを 超えた日数とその 割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
名古屋三越	平成13年度	0.8	0	0.0	0	0.0	4.4	1.3	○
松蔭高校	平成14年度	0.7	0	0.0	0	0.0	3.9	1.4	○
菱信ビル	平成11年度	1.3	0	0.0	0	0.0	5.8	2.3	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 18 年度における測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりである。中川保健所で環境基準を達成していないが、それ以外の測定局では環境基準を達成している。

表 4-2-5 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 数とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成18年度	0.032	7	0.1	1	0.3	0.339	0.065	○
八幡中学校		0.036	5	0.1	1	0.3	0.289	0.081	○
中川保健所		0.036	10	0.1	4	1.1	0.369	0.085	×
テレビ塔		0.041	8	0.1	2	0.6	0.408	0.086	○
松蔭高校		0.038	8	0.1	2	0.6	0.421	0.079	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 18 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりである。八幡中学校及びテレビ塔とも環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 4-2-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼 間 の 1時間値の 年 平 均 値	環境基準との対比		昼 間 の 1時間値 の最高値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合			
		(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
八幡中学校	平成18年度	0.025	112	2.1	0.110	×
テレビ塔		0.029	378	7.0	0.127	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

5) 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 18 年度における測定結果は、表 4-2-7 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-7 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比		1時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	
中村保健所	平成18年度	0.024	0	0.0	0.076	0.041	○
八幡中学校		0.026	0	0.0	0.085	0.046	○
中川保健所		0.024	0	0.0	0.081	0.043	○
テレビ塔		0.027	0	0.0	0.077	0.044	○
松蔭高校		0.027	0	0.0	0.085	0.044	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

6) ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内5地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 18 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.9 \sim 2.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $1.1 \sim 2.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.24 \sim 0.71 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $4.0 \sim 5.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

7) ダイオキシン類

市内6地点（北区・中川区・港区・南区・守山区・緑区）における平成 18 年度の年平均値は $0.041 \sim 0.063 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

③ 騒 音

1) 環境騒音

調査対象区域における平成 16 年度の環境騒音調査地点は図 4-2-4 に、調査結果は表 4-2-8 に示すとおりである。これによると名駅南 1 丁目の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間 60dB、夜間 53dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-5 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も大きく、工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 16 年度)」(名古屋市, 平成 17 年)

表 4-2-8 環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
名駅南1丁目	商業地域	60	53	60以下	50以下

単位: dB

注)昼間は6～22時、夜間は22～6時である。

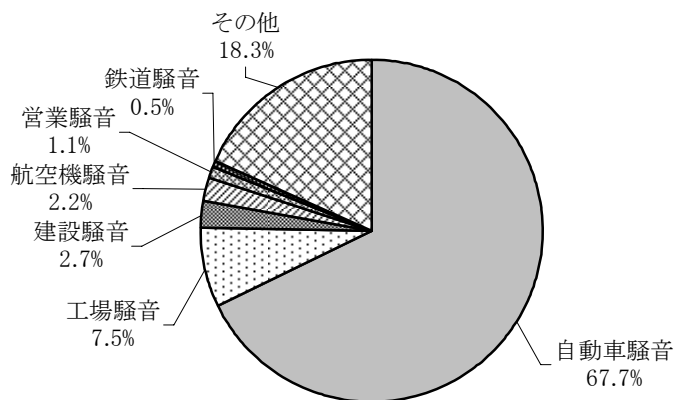


図 4-2-5 環境騒音の主な寄与音源

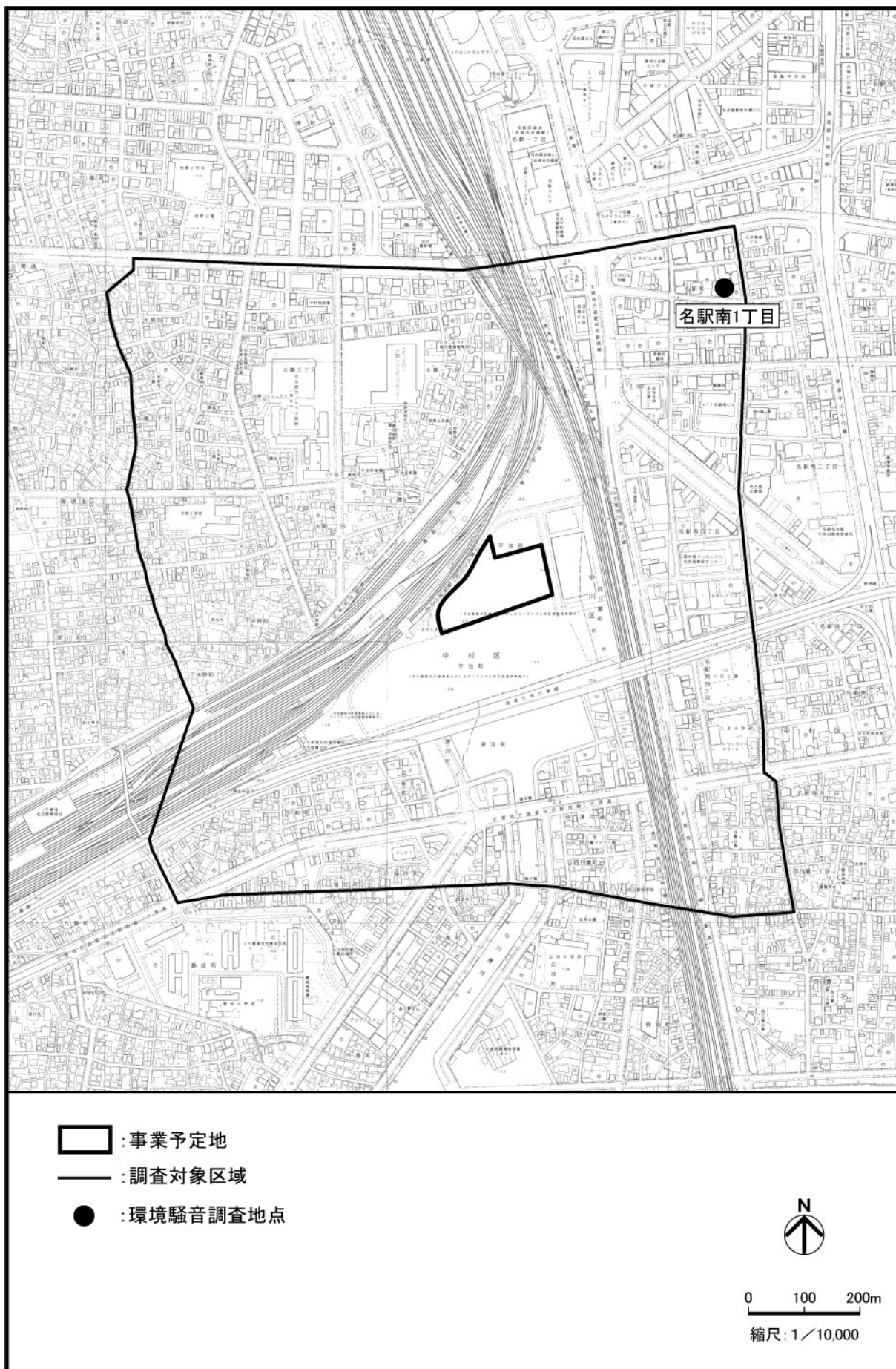


図 4-2-4 環境騒音調査地点

2) 道路交通騒音

調査対象区域周辺における平成 15 年度の道路交通騒音調査路線は図 4-2-6 に、調査結果は表 4-2-9 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は 66～69dB、夜間は 59～66dB の範囲にある。

なお、調査対象区域には道路交通騒音の測定地点はない。

また、調査対象区域における道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 4-2-10 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、県道名古屋津島線が 82%、市道山王線が 97%、市道愛知名駅南線及び市道椿町線が 100%、市道荒子町線が 98%である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 15 年度)」(名古屋市, 平成 17 年)
「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)

表 4-2-9 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
県道名古屋津島線	中村区竹橋町	69	66	308	38	11%
市道山王線	中川区山王1丁目	66	59	171	18	10%
市道愛知名駅南線	中川区福住町	69	65	363	31	8%
市道椿町線	中村区椿町	67	62	239	17	7%
市道荒子町線	中川区愛知町	67	62	149	33	18%

注)1: 昼間は6～22時、夜間は22～6時である。

2: 交通量は、昼間10分間における台数である。

表 4-2-10 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始 点	終 点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
県道名古屋津島線	中村区 名駅南1丁目	中村区 太閤通	486	398	66	0	22	82%
市道山王線	中村区 名駅2丁目	中川区 山王3丁目	478	464	0	5	9	97%
市道愛知名駅南線	中川区 九重町	中川区 西日置町	570	568	1	0	1	100%
市道椿町線	中村区 亀島1丁目	中村区 椿町	131	131	0	0	0	100%
市道荒子町線	中川区 福住町	中川区 四女子町	483	474	5	0	4	98%

注) 面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

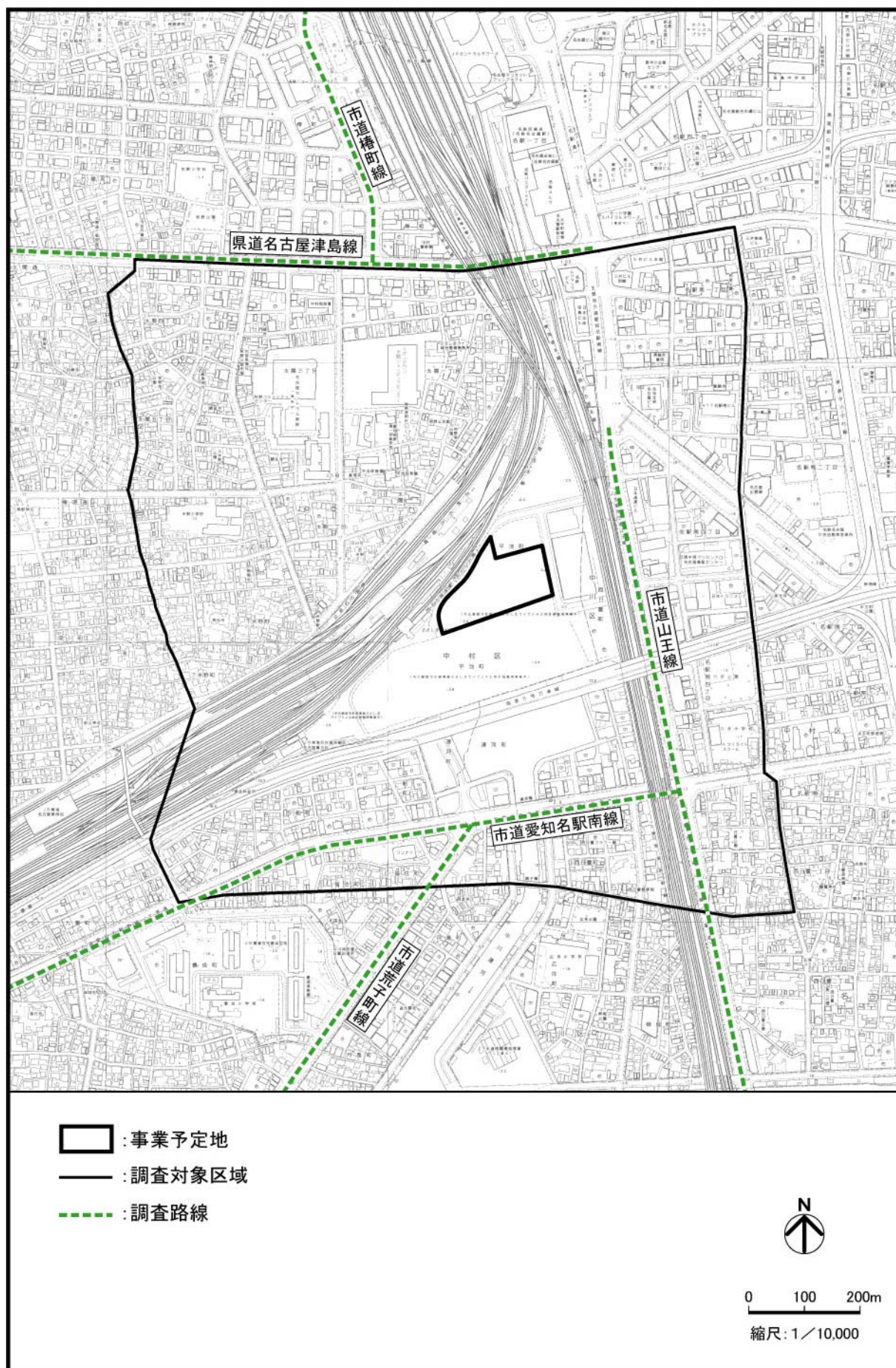


図 4-2-6 道路交通騒音・振動調査路線図

④ 振 動

調査対象区域周辺における平成 15 年度の道路交通振動調査路線は前掲図 4-2-6 に、調査結果は表 4-2-11 に示すとおりである。これによると、振動レベル（ L_{10} ）は 43～49dB の範囲にある。

なお、調査対象区域には道路交通振動の測定地点はない。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 4-2-11 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル (L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道名古屋津島線	中村区竹橋町	47	308	38	11%
市道山王線	中川区山王1丁目	43	171	18	10%
市道愛知名駅南線	中川区福住町	48	363	31	8%
市道椿町線	中村区椿町	47	239	17	7%
市道荒子町線	中川区愛知町	49	149	33	18%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪 臭

名古屋市における平成 18 年度の苦情処理件数は、図 4-2-7 に示すとおりである。これによると、悪臭に関する苦情処理件数は 510 件あり、公害苦情処理件数総数 2,309 件の約 22% を占めている。中村区では総数 146 件のうち 26 件（約 18%）、中川区では総数 245 件のうち 59 件（約 24%）が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典）「平成 19 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 19 年）

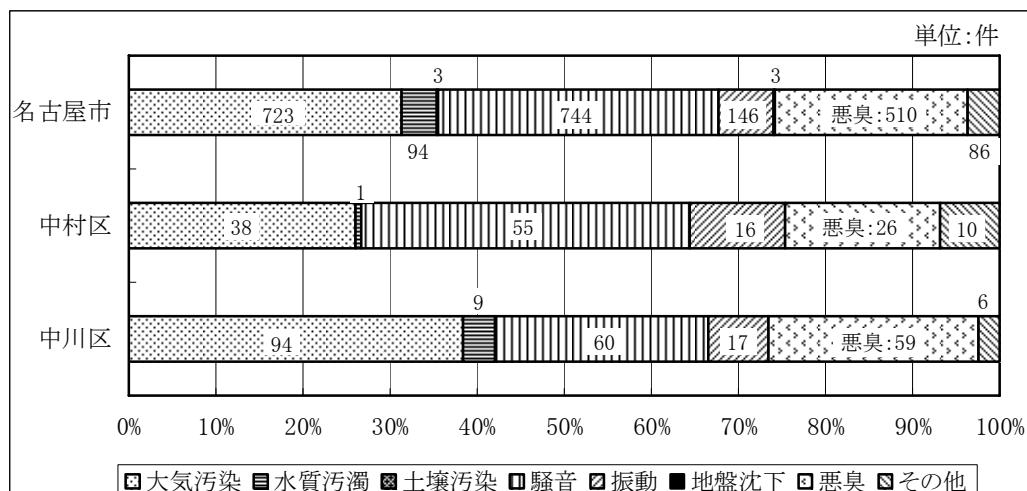


図 4-2-7 悪臭等に関する苦情処理件数（平成 18 年度）

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 16 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-8 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 31%、次いで産業及び業務の 24%、家庭の 18% の順となっており、これら部門の合計で 97%を占めている。

また、二酸化炭素及びフロン濃度の測定を行っている測定局は調査対象区域にはなく、二酸化炭素については、市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月から））、フロンについても 2 局（南区及び名東区）であり、その測定結果は、図 4-2-9 及び図 4-2-10 に示すとおりである。これによると、フロン濃度は減少している一方で、二酸化炭素濃度は年々増加している。なお、フロンの測定は、平成 16 年度以降実施されていない。

出典)「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 17 年)
「平成 18 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 19 年)

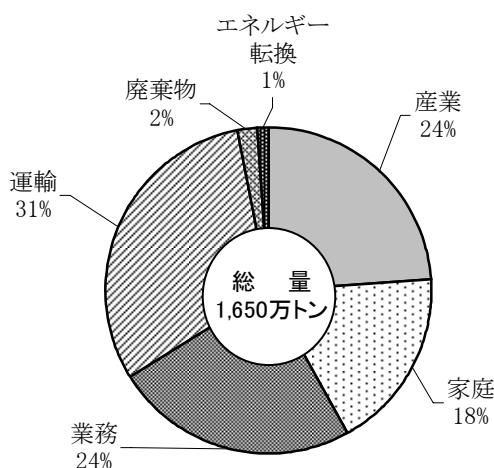


図 4-2-8 部門別二酸化炭素排出量

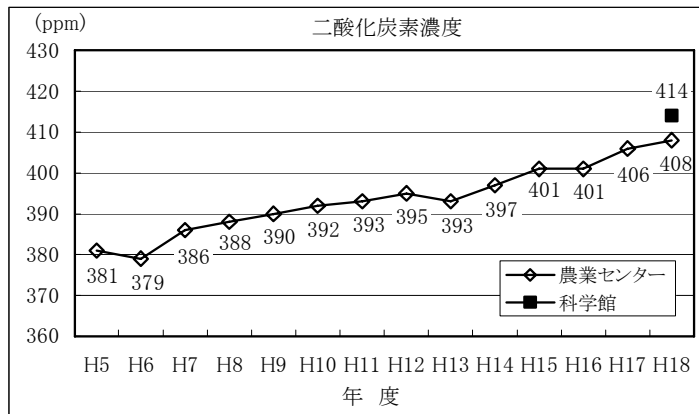


図 4-2-9 二酸化炭素年平均値の推移

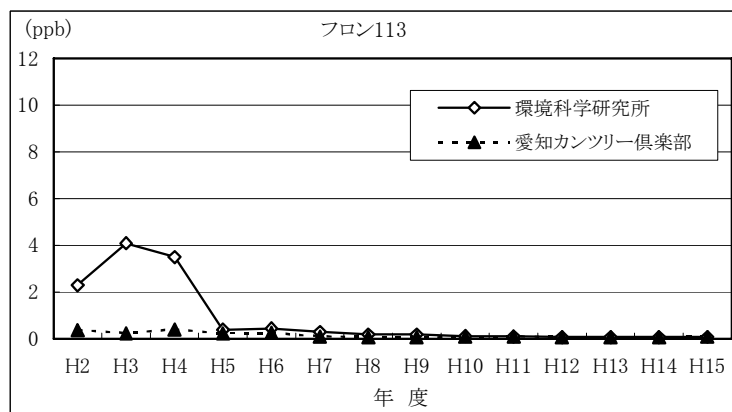
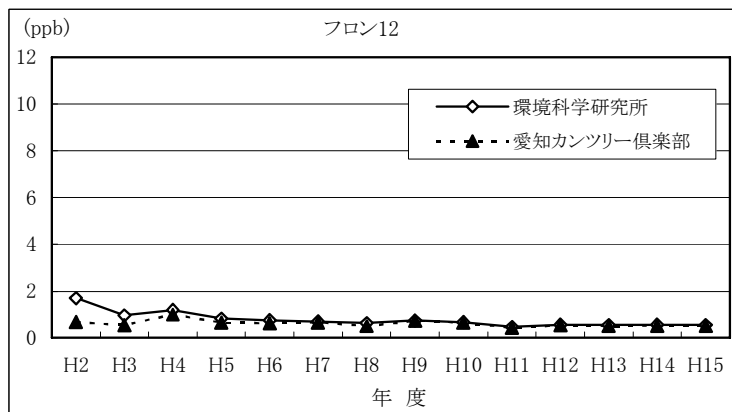
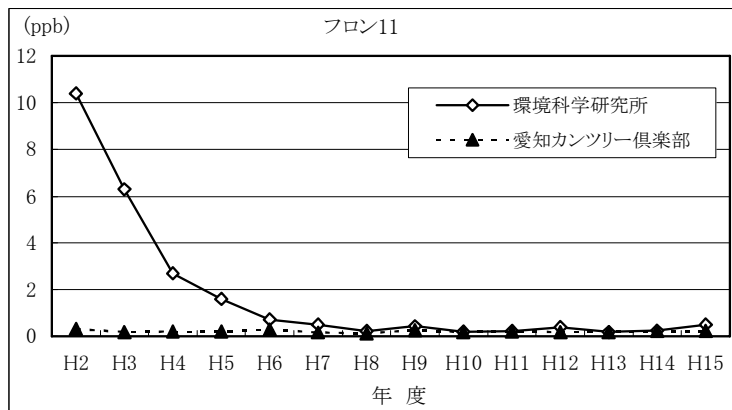


図 4-2-10 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域のうち、事業予定地がある「ささしまライブ 24 地区」は、愛・地球博ささしまサテライト会場として利用された施設撤去後の空地で、人為的影響を強く受けた環境となっている。その他の区域も、市街地、住宅、倉庫等が大半を占め、同様な環境下となっており、一部の鳥類、昆虫類等を除き、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

② 植 物

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

③ 生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

しかし、事業予定地の位置する「ささしまライブ 24 地区」は、新しい都市景観の整備が進む名古屋駅地区とともに、名古屋市の玄関口にふさわしい都市景観の整備が期待されている。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1 環境影響評価の項目

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表5-1-1に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細区分	
工事中	新建築物の建設	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、土壌汚染、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	事業活動	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新建築物関連車両の走行	温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3に、選定しなかった理由は表 5-1-4に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 13 項目である。

表 5-1-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	新 建 建 築 物 の 建 設	掘 削 等 の 土 工	建 設 機 械 の 稼 働	工 事 関 係 車 両 の 走 行	新 建 建 築 物 の 存 在	事 業 活 動	新 建 建 築 物 関 連 車 両 の 走 行
A 大気質	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	-
B 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両騒音	-	-	-	●	-	-	-
C 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	—	-	-	-	-	-	-	-
E 悪 臭	—	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	—	-	-	-	-	-	-	-
G 地下水	—	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	—	-	-	-	-	-	-	-
I 地 盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
J 土 壌	砒素	-	●	-	-	-	-	-
K 植 物	—	-	-	-	-	-	-	-
L 動 物	—	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	—	-	-	-	-	-	-	-
N 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との 触れ合いの活動の 場	—	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	—	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	建設系廃棄物	●	●	-	-	-	-	-
	事業系廃棄物	-	-	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
S 風 害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
T 日照阻害	日 影	-	-	-	-	●	-	-
U 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
V 地域分断	—	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 5-1-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
I 地 盤	工事中	・掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
J 土 壌	工事中	・掘削等の土工に伴い、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
N 景 観	存在時	・新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	・掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・事業活動に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
R 温室効果ガス等	工事中	・新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
	供用時	・事業活動及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
S 風 害	存在時	・新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
T 日照阻害	存在時	・新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
U 電波障害	存在時	・新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
W 安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	・新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 5-1-4 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
A 大気質	供用時	・事業予定地外の地域冷暖房施設から、熱源供給を受ける計画である。
D 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・生ゴミ処理システムを導入し、発生する臭気は脱臭処理後、低層棟屋上より排気する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
F 水質・底質	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
G 地下水	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
H 地形・地質	工事中 供用時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な土地の改変は行わない。
K 植 物	工事中 供用時	・事業予定地及びその周辺地域には、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在していない。 ・事業予定地には緑地はなく、周辺地域も高層ビルや大規模倉庫が立ち並ぶ、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。
L 動 物		
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 供用時	・事業予定地及びその周辺地域に、触れ合い活動の場は存在していない。
P 文化財	工事中 供用時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
V 地域分断	工事中 供用時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等を行わない。

5-2 調査予定期間

「方法書に対する市長の意見（方法意見書）」の送付日から4ヶ月

5-3 調査及び予測の手法

(1) 大気質

[調 査]

大気質	既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	浮遊粒子状物質及び二酸化窒素濃度
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理
気 象	既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理 名古屋地方気象台データの整理

[予 測]

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	建設機械の種類別大気汚染物質排出量 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
	工事関係車 両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（自動車交通量、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周 辺道路の6地点（道路交通騒音調査地点と同地点、図5-3-1参 照）
		予測時期	工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

(2) 騒 音

[調 査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成16年度）」（名古屋市，平成17年）の整理 「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市，平成17年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
	調査場所	環境騒音は、事業予定地内の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日1日のうち、昼間（6～22時）の16時間

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設工事騒音（時間率騒音レベル（ L_{A5} ））
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 稼働台数、稼働時間 建設機械の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2002”」に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、騒音の影響が最も大きくなると予想される時期

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））
		予測条件	工事関係車両の運行ルート 音源条件（運行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会 道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2003”」等に基づく予測
		予測場所	現地調査地点（6地点）
		予測時期	工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期

(3) 振 動

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	環境振動、道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市，平成17年）の整理 「平成19年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成19年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 地盤卓越振動数 路面平坦性
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法 地盤卓越振動数は、1/3オクターブバンド分析器による周波数分析による方法 路面平坦性は、3 mプロフィル・メータによる測定
	調査場所	環境振動は、事業予定地内の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通振動、地盤卓越振動数及び路面平坦性は、工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日1日のうち、6～22時の16時間

[予 測]

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	建設工事振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の配置 地盤特性 等
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、振動の影響が最も大きくなると予想される時期

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
		予測条件	工事関係車両の運行ルート 振動発生源条件（運行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 地盤特性 等 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	現地調査地点（6地点）
		予測時期	工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期

(4) 地 盤

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の概況把握
	調査事項	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「最新名古屋地盤図」（土質工学会中部支部，昭和63年） ・「平成19年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成19年） ・「濃尾平野の地盤沈下と地下水」（東海三県地盤沈下調査会，1985年） ・「東海三県地盤沈下調査測量水準点成果表」（東海三県地盤沈下調査会，平成18年） ・事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料 ・事業予定地周辺の井戸資料 等

[予 測]

工事中 ・ 存在時	掘削等の 土工・新 建築物の 存在	予測事項	掘削等の土工による周辺地盤の変位 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位 建物荷重による周辺地盤の変位
		予測項目	地下水位の変動 地盤変位
		予測条件	地盤条件（土質定数、地下水位等） 掘削位置及び深度、掘削方法
		予測方法	有限要素法による地盤変位解析及び圧密理論式に基づく予測（周辺地盤の変位） 有限要素法による浸透流解析（地下水位の低下）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	掘削等の土工時、新建築物の完成時

(5) 土 壤

[調 査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地内の土壌汚染の概況把握
	調査事項	事業予定地内の土壌汚染の状況
	調査方法	・「ささしまライブ24地区土壌等調査委託 土壌調査報告書（敷地A）」（名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所，平成19年） ・「ささしまライブ24地区土壌等詳細調査委託 土壌調査報告書（敷地A）」（名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所，平成19年）
現地調査	調査目的	事業予定地内の土壌汚染の状況把握
	調査事項	砒素及びその化合物
	調査方法	試料採取は無水掘りとし、掘削孔径φ86mmのボーリングマシンを用いる方法 室内分析は「土壌溶出量調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第18号）に基づく方法
	調査場所	事業予定地内（図5-3-2参照） 既調査において深度調査が行われなかった42区画（100㎡単位）について行う。（4-2（1）③「土壌汚染」（p.44）参照） 深度は、地表～0.05m、0.05～0.5m、1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0mの7深度で行う。
	調査時期	5-2「調査予定期間」（p.62）に示す期間中

[予 測]

工事中	掘削等の土工	予測事項	掘削等の土工による土壌汚染の影響
		予測項目	砒素及びその化合物
		予測条件	掘削位置及び深度、掘削方法、処理方法
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測時期	掘削等の土工時

(6) 景 観

[調 査]

現地調査	調査目的	事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	地域景観の特性 主要眺望点からの景観 既存施設の圧迫感の状況
	調査方法	現地踏査及び主要眺望点からの写真撮影 主要眺望点からの天空写真の撮影
	調査場所	事業予定地及びその周辺 写真撮影は、住民や不特定多数の人が利用する主な場所として、10地点で行う。（図5-3-3及び図5-3-4参照）

[予 測]

存在・供 用時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度
		予測項目	主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観 圧迫感の程度
		予測条件	地域景観の現況 新建築物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	フォトモンタージュによる景観の予測 形態率図の作成による圧迫感の予測
		予測場所	景観の予測は、現地調査地点の10地点 圧迫感の予測は、現地調査地点のうち2地点
		予測時期	新建築物の存在時

(7) 廃棄物等

[予 測]

工事中	掘削等の 土工	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画（山留体積、掘削体積、新建築物の延べ面積 等） 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び工事計画から発生量を推計
		予測時期	工事期間中
存在・供 用時	事業活動	予測事項	事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	事業系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	事業計画 新建築物の用途別床面積 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び事業計画から発生量を推計
		予測時期	施設等が通常な状態で稼働する時期

(8) 温室効果ガス等

[予 測]

工事中	新 建 築 物 の 建 設 ・ 建 設 機 械 の 稼 働 ・ 工 事 関 係 車 両 の 走 行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	・ 事業計画 [建設機械の稼働] ・ 建設機械の種類別稼働台数 ・ 建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量 ・ 燃料原単位または電力原単位 [建設資材の使用] ・ 建設資材の使用量 ・ 資材の種類別排出量原単位 [建設資材の運搬] ・ 工事関連車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	工事期間中
		予測事項	事業活動等に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	事業活動等に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
存在・供 用時	事 業 活 動 ・ 新 建 築 物 関 連 車 両 の 走 行	予測条件	・ 事業計画 [施設の存在・供用] ・ エネルギー種類別年間消費量 ・ エネルギー種類別原単位 [自動車交通の集中・発生] ・ 事業関連車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 事業系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 事業系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 [緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量] ・ 新たな植栽による総葉面積 ・ 植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	施設等が通常の状態稼働する時期

(9) 風 害

[調 査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の風及び土地建物の状況把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の風況
		土地建物の状況
	調査方法	名古屋地方気象台データの整理
		「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市，平成15年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認
	調査場所	事業予定地及びその周辺

[予 測]

存在・供 用時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物によるビル風の影響
		予測項目	新建築物による風向・風速の変化
			強風出現頻度の変化
		予測条件	気象条件
			新建築物及び周辺建物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	風洞実験による予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(10) 日照阻害

[調 査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の現況の日影状況の把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の現況工作物による日影時間
	調査方法	「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市，平成15年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認し、理論式により現況の日影状況を再現する方法
	調査場所	事業予定地周辺

[予 測]

存在・供 用時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による日影の影響
		予測項目	日影の範囲 日影となる時刻及び時間数
		予測条件	新建築物の高さ及び形状 新建築物の位置（緯度・経度） 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(11) 電波障害

[調 査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の電波受信の現況把握
	調査事項	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況
		共同受信施設の設置状況 マイクロウェーブの送信経路の状況
	調査方法	電界強度測定車による測定
		現地踏査による確認 関係機関への聞き取り
	調査場所	事業予定地及びその周辺

[予 測]

存在・供 用時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）
		予測項目	電波障害の程度及び範囲
		予測条件	新建築物の位置、高さ、形状及び向き 送受信条件（送信点からの距離、送受信アンテナの高さ） 等
		予測方法	理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(12) 安全性

[調 査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「平成17年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市、平成19年） ・「名古屋市内の交通事故 平成18年中」（名古屋市、平成19年） ・「愛知の交通事故 平成18年版」（愛知県警察本部、平成19年）
	調査場所	事業予定地周辺
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 自動車交通量 歩行者交通量 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りにより調査を行う。 自動車交通量及び歩行者交通量は、各交差点において、数取器により方向別に、大型車類及び小型車類の交通量を測定する。 歩行者交通量は、各交差点において、数取器により方向別に、歩行者及び自転車の交通量を測定する。 交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査により調査を行う。
	調査場所	通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況は、調査対象区域内で行う。 自動車交通量は、事業予定地周辺の11交差点で行う。（図5-3-5参照） 歩行者交通量は、事業予定地周辺の4交差点で行う。（図5-3-5参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、6～22時の16時間

[予 測]

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 工事関係車両出入口における歩行者との交錯
		予測条件	工事関係車両の運行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事関係車両台数が最大となる時期
存在・供用時	新建築物関連車両の走行	予測事項	新建築物関連車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 新建築物関連車両出入口における歩行者との交錯
		予測条件	新建築物関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の供用時

(13) 緑地等

[予 測]

存在・供用時	新建築物の存在	予測事項	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況
		予測項目	新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の存在時（緑化）

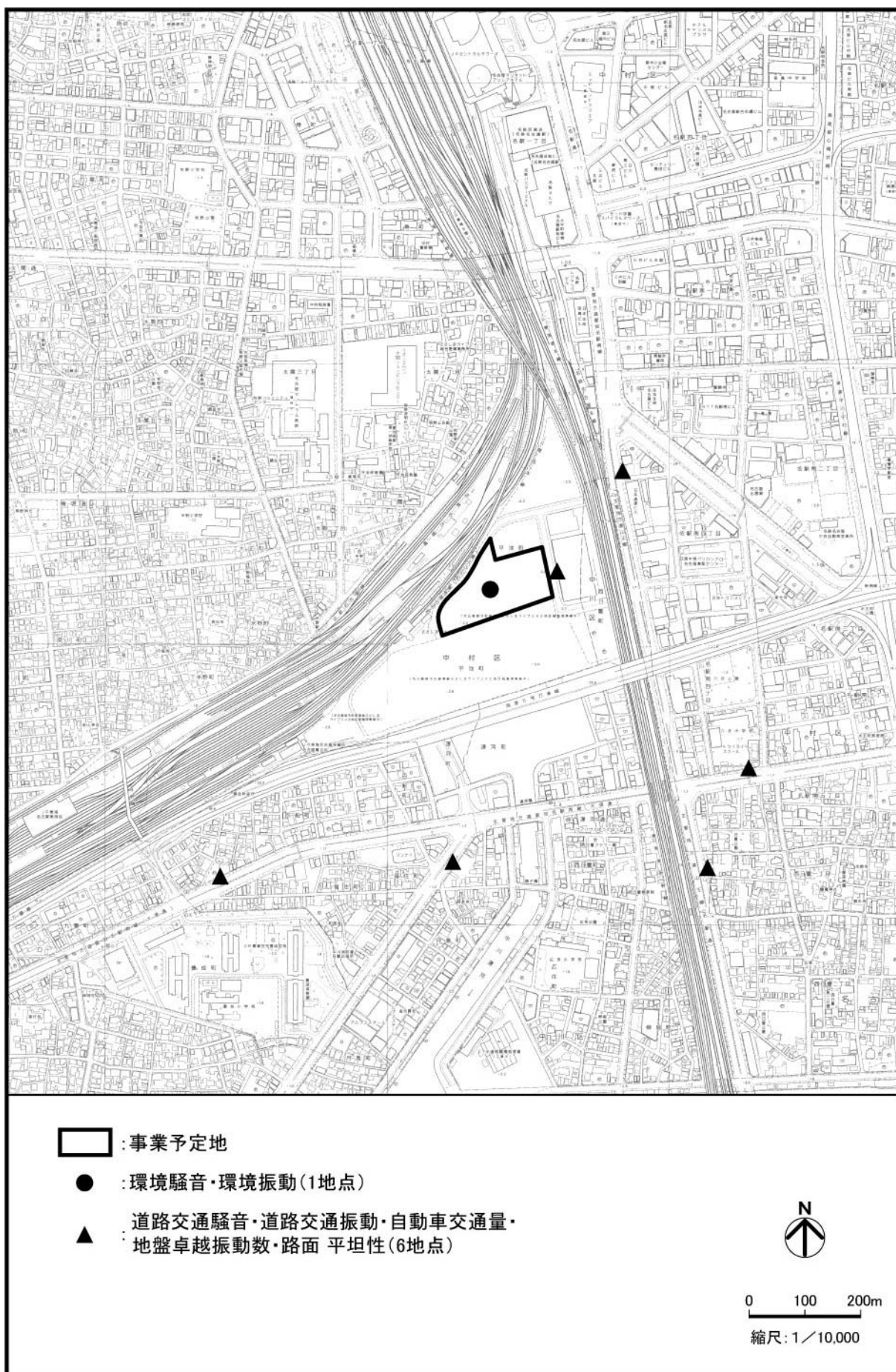


図 5-3-1 現地調査地点図（騒音・振動）

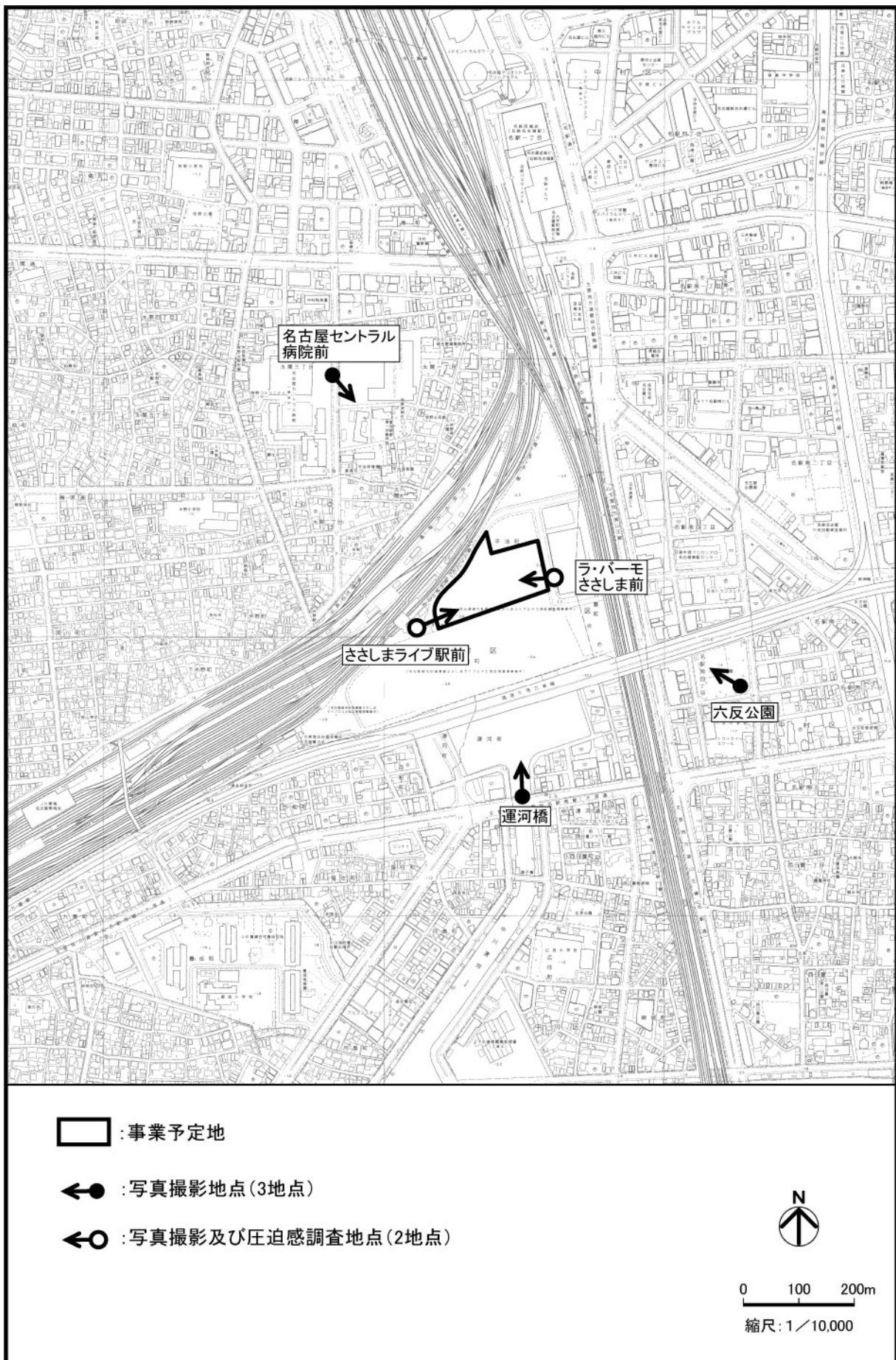


図 5-3-3 現地調査地点図（景観：近景及び中景）

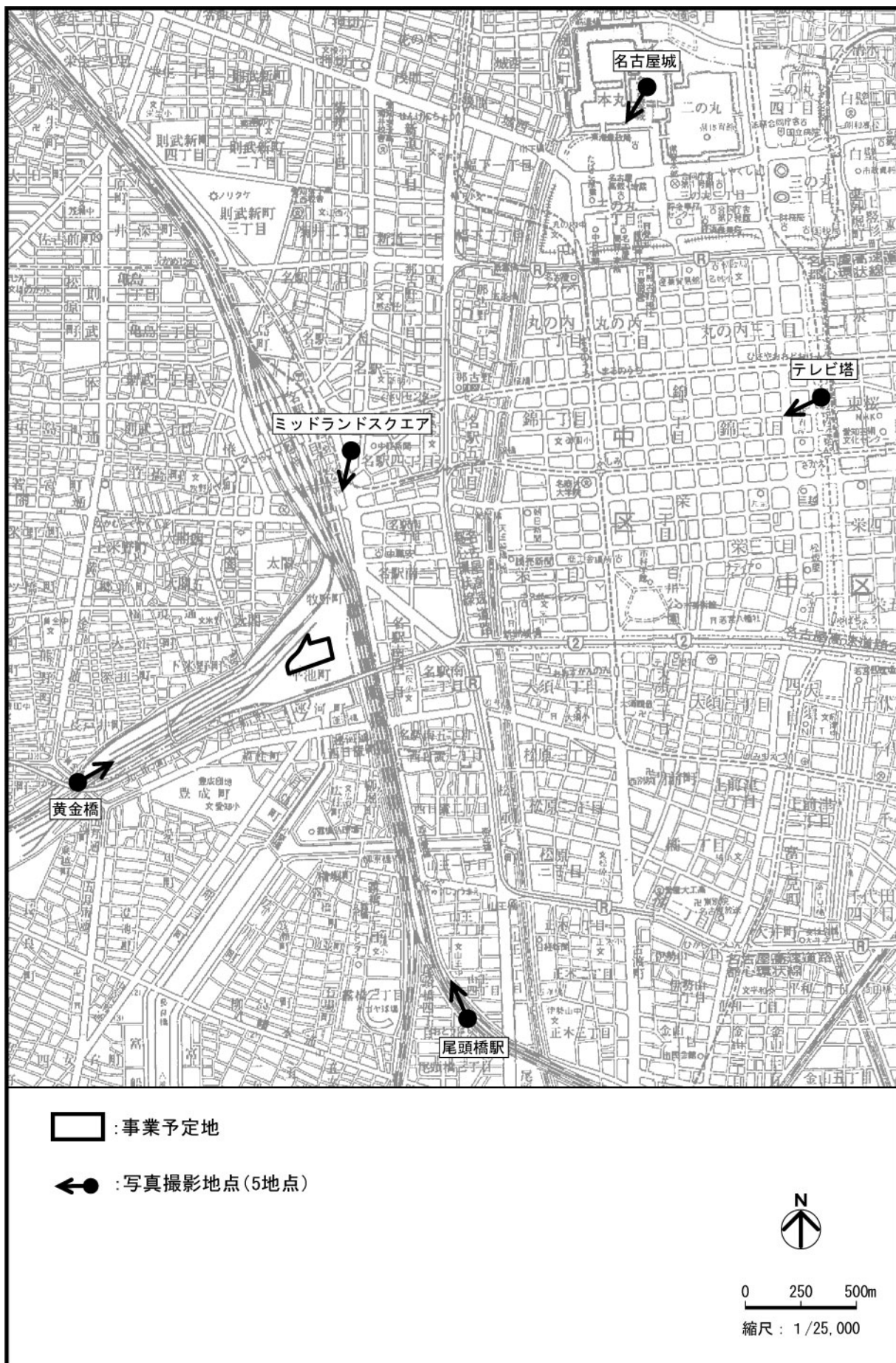


図 5-3-4 現地調査地点図 (景観：遠景)

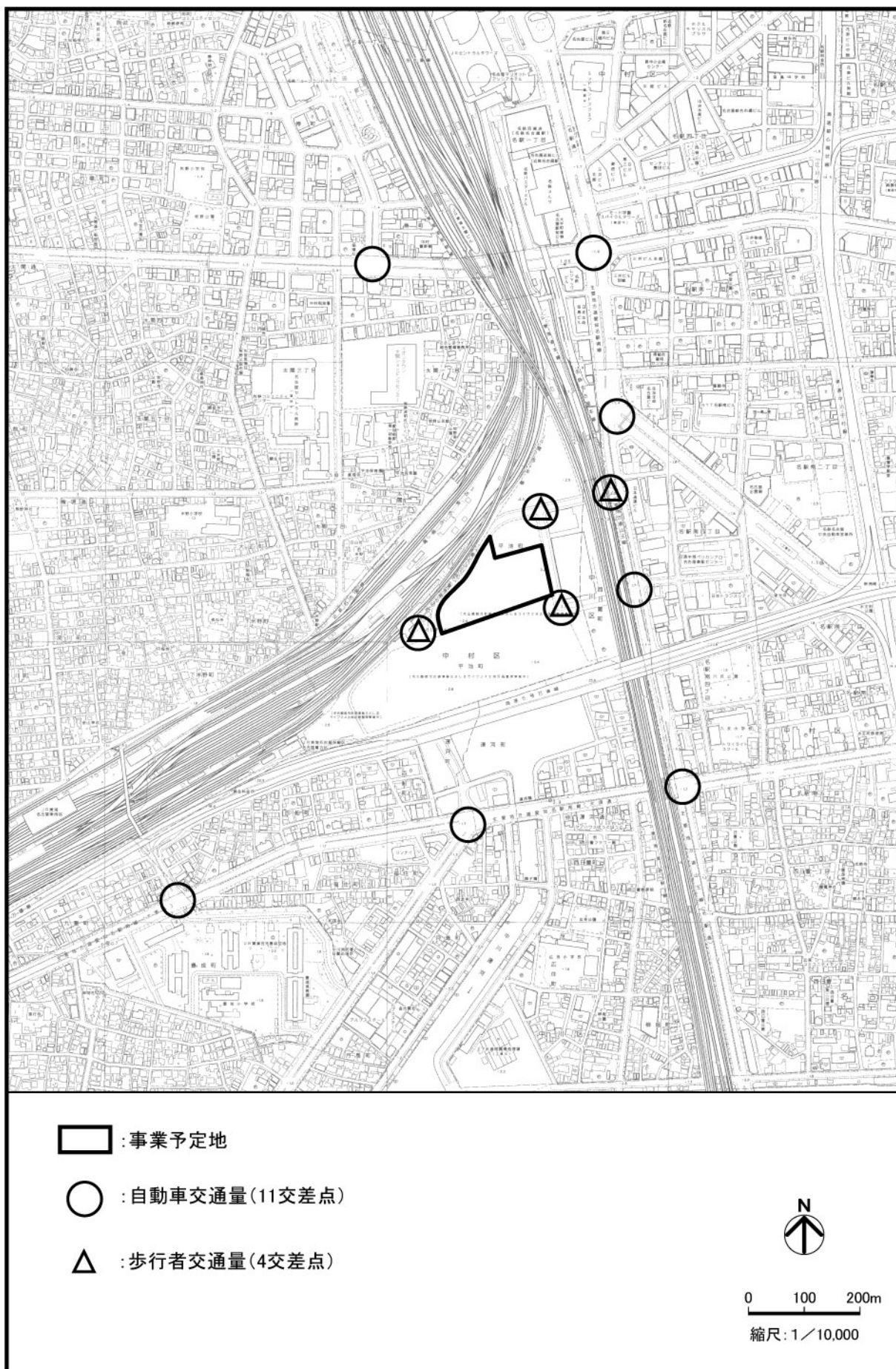


図 5-3-5 現地調査地点図 (安全性)

第 6 章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び 6-1 で行った環境保全措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境保全措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・地盤・土壌・景観・廃棄物等・温室効果ガス等・風害・日照阻害・電波障害・安全性・緑地等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・土壌・緑地等

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第 7 章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調 査 事 項	データ収集		予 測 事 項	予 測 方 法	本文対象頁
		既存資料	現地調査			
大気質	大気質及び気象の状況	○	－	建設機械の稼働による大気汚染物質（浮遊粒子状物質及び二酸化窒素）の影響	大気拡散モデルに基づく予測	p. 63
				工事関係車両の走行による大気汚染物質（浮遊粒子状物質及び二酸化窒素）の影響		
騒 音	環境騒音及び道路交通騒音の状況	○	○	建設機械の稼働及び工事関係車両の走行による騒音の影響	日本音響学会式（ASJ CN-Model 2002及びASJ RTN-Model 2003）の予測式に基づく予測	p. 64～65
振 動	環境振動及び道路交通振動の状況	○	○	建設機械の稼働及び工事関係車両の走行による振動の影響	振動伝搬理論式に基づく予測	p. 66～67
					道路環境影響評価の技術手法に基づく予測	
地 盤	地盤、地下水、地盤沈下の状況	○	－	掘削等の土工による周辺地盤及び地下水位の変位	有限要素法による地盤変位解析並びに圧密理論式に基づく予測	p. 68
				建物荷重による周辺地盤の変位	有限要素法による浸透流解析	
土 壌	土壌汚染の状況	○	○	掘削等の土工による土壌汚染の影響	工事計画、類似事例等に基づく予測	p. 69
景 観	地域景観の特性	－	○	新建築物の存在による景観の変化及び圧迫感の程度	フォトモンタージュの作成による予測 形態率図の作成による予測	p. 70
	主要眺望点からの景観					
	既存施設の圧迫感の状況					
廃棄物等	－	－	－	建設系廃棄物及び事業系廃棄物による影響（種類及び発生量）	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 71
温 室 効 果 ガス等	－	－	－	工事中及び存在・供用時に発生する温室効果ガスによる影響（二酸化炭素の発生量）	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 72
風 害	風及び土地建物の状況	○	○	新建築物の存在によるビル風の影響	風洞実験による予測	p. 73
日照阻害	土地建物の状況	○	○	新建築物の存在による日影の影響	理論式に基づく予測	p. 74
	現況の日影状況					
電波障害	地上デジタル放送電波の受信状況	○	○	新建築物の存在による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）	理論式に基づく予測	p. 75
	共同受信施設の設置状況					
	マイクロウェーブの送信経路の状況					
安全性	通学路の指定状況	○	○	工事関係車両及び新建築物関連車両の走行による交通安全への影響	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 76～77
	自動車及び歩行者交通量の状況					
	交通安全施設、交通規制等の状況					
緑地等	－	－	－	新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率	事業計画等に基づく予測	p. 77

資 料 編

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物 質 名	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年 平 均 値 が 3 μg/m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域が定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

【人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。 3 省略。 4 省略。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

水 域	該当類型
中 川 運 河（全域）	E

出典）「平成 19 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 19 年）

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。			

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

項 目 名	目 標 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

水 域		河 川		
区 分		☆☆☆	☆☆	☆
親水のイメージ		川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下
	浮遊物質 (SS)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (DO)	5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のないこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのないこと。		
	生物指標	淡水域	アユ モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ オイカワ コカゲロウ類 シマトビケラ類 フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
		汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ フジツボ類

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成３年環境庁告示第４６号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき 1 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液１ℓにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液１ℓにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌１kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液１ℓにつき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１ℓにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１ℓにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１ℓにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１ℓにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液１ℓにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液１ℓにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液１ℓにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液１ℓにつき 1 mg以下であること。
備考 １	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
２	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液１ℓにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。
３	「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
４	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg－TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg－TEQ/l 以下
水底の底質	150pg－TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg－TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)
 (愛知県生活環境保全条例施行細則)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積が 10 m ² 以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500 /時以上	伝熱面積が 8 m ² 以上

(2) 硫黄酸化物の規制

1) 排出基準（K 値規制）

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m³/時）

K：大気汚染防止法施行規則第 3 条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条で定められた値

（大気汚染防止法施行令第 5 条、同法施行規則第 3 条、
愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条別表第 6）

地 域	大気汚染防止法 (S49. 4. 1～)	愛知県生活環境保全条例 (S49. 9. 30～)
名古屋市	1. 17	1. 17

H e：以下に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H e、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H e：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H o：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2) 総量の規制

項 目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対 象 工事等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（注 参照）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ /時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1. 大気指定施設 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積 10m ² 以上）の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が 500 ℓ /時以上の工場等
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a' \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量(m³N/h) W：51年3月31日(小型ボイラー(伝熱面積が10m²未満のもの。以下同じ。)は、60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は3年1月31日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h) W_i：51年4月1日(小型ボイラーは、60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は3年2月1日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h) a, a', r：定数 a：2.17×10⁻³、a'：2.17×10⁻³ r：1/3	大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q' \}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量(m³N/h) W₁：49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h) W₂：大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h) a, b, R₁, R₂, R₃, αS₁, αS₂, αS₃, ：定数（注参照）

注）県条例に基づく総量規制の定数一覧

R ₁	R ₂	R ₃	R ₄
0	1.0	1.0	0.31

αS ₁	αS ₂	αS ₃
$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = \left| (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \right|$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間あたりリットル)	a	b
500 以上 1,000 未満	0.643	16
1,000 以上 5,000 未満	0.743	-84
5,000 以上 10,000 未満	0.606	620
10,000 以上	0.861	-1,930

3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	g/m ³ N
ボイラー	4 以上	0.03
ガスの専焼	4 未満	0.05

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和 48 年愛知県条例第 4 号)

施設の種類	施設の規模 (万 m ³ N/h)	許容濃度 (g/m ³ N)
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	20 以上	0.05
	4～20	0.10
	4 未満	0.20

(愛知県生活環境保全条例施行細則)

施設の種類	g/m ³ N
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	0.20

4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	cm ³
ボイラー ガスの専焼	50 以上	60
	4～50	100
	1～4	130
	1 未満	150

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
---	---	--

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q：工場等から排出が許容される窒素酸化物の量（NO₂の換算 g/時）

F₁、F₂：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの（①燃原料の量×②換算係数）

C₁、C₂：下表参照

詳 細 区 分		C ₁	C ₂
1	重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上	0.70	0.60
2	気体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く）	0.90	0.80
3	C 重油を燃焼（1 項を除く）	1.30	1.10
4	固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く）	1.60	1.30
5	前各項に掲げるものを除く	1.00	0.85

注 主たる熱源が電気であるものにあつては、C₁の値は 1.00、C₂の値は 0.95 とする。

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあつては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1：基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3：地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1：区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類		振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業		○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)		○	○
4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)		○	○
規制の種類別	地域の区分	基準等	
基準値	①②③	75dB を超えないこと	
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
* 1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと	
	②	14 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を*欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

- ①地域: ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域
- ②地域: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)
- ③地域: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

（愛知県生活環境保全条例施行細則）
（名古屋市環境保全条例施行細則）

ストレーナーの位置	10m 以浅
吐出口断面積	19cm ² 以下
揚水機の定格出力	2. 2kw 以下
揚水量	350m ³ /日 以下

注）なお、名古屋市環境保全条例では地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm² を超える場合に、届出が必要となっている。

【建築基準法】

(建築基準法 昭和 25 年法律第 201 号)

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超え 10 メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間
1	第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 メートル	(1)	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
				(2)	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(3)	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
2	第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル又は 6.5 メートル	(1)	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
				(2)	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(3)	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
3	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル又は 6.5 メートル	(1)	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(2)	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 メートル	(1)	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
				(2)	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(3)	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
		ロ 高さが 10 メートルを超える建築物	4 メートル	(1)	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
				(2)	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
				(3)	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4 (ろ) 欄の 4 の項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4 (に) 欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により 建築物の容積率が 10 分の 10 と定め られた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
		(2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物 (2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 1 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

第 5 章 緑の創出に関する施策

（施設等の緑化）

第 24 条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 市民は、自ら居住する住まいの緑化に努めなければならない。

3 事業者は、工場又は事業場の緑化に努めなければならない。

第 25 条 市及び事業者は、庁舎等及び工場又は事業場（以下「施設等」という。）の新築、増築又は改築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設等の敷地内の緑化をしなければならない。

第 26 条 前条の規定による緑化を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより、当該緑化に関する計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該緑化に係る施設等の敷地面積が規則で定める規模に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の緑化に関する計画を実施した事業者は、遅滞なく、報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例施行細則 平成 17 年名古屋市長令第 158 号）

第 3 章 緑の創出に関する施策

（施設等の緑化の基準）

第 18 条 条例第 25 条の規定による施設等の敷地内の緑化は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 緑化する土地の面積は、次のとおりとすること。

ア 敷地面積が 1,000 平方メートル以上の施設等の新築又は全部の改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上とする。ただし、敷地面積の全部又は過半が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域又は商業地域内にある施設等にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

イ 敷地面積が 1,000 平方メートル以上の施設等の増築又は一部の改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

ウ 敷地面積が 1,000 平方メートル未満の施設等の新築、増築又は改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

エ 敷地面積を拡大し、又は縮小する場合にあっては、拡大又は縮小後の敷地面積に応じ、アからウまでに規定するとおりとする。

オ ア又はエの規定にかかわらず、法令の規定に基づき空地を保有する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合であって、その敷地面積の 10 分の 2 以上とすることが困難な場合は、市長が認める数値以上とする。

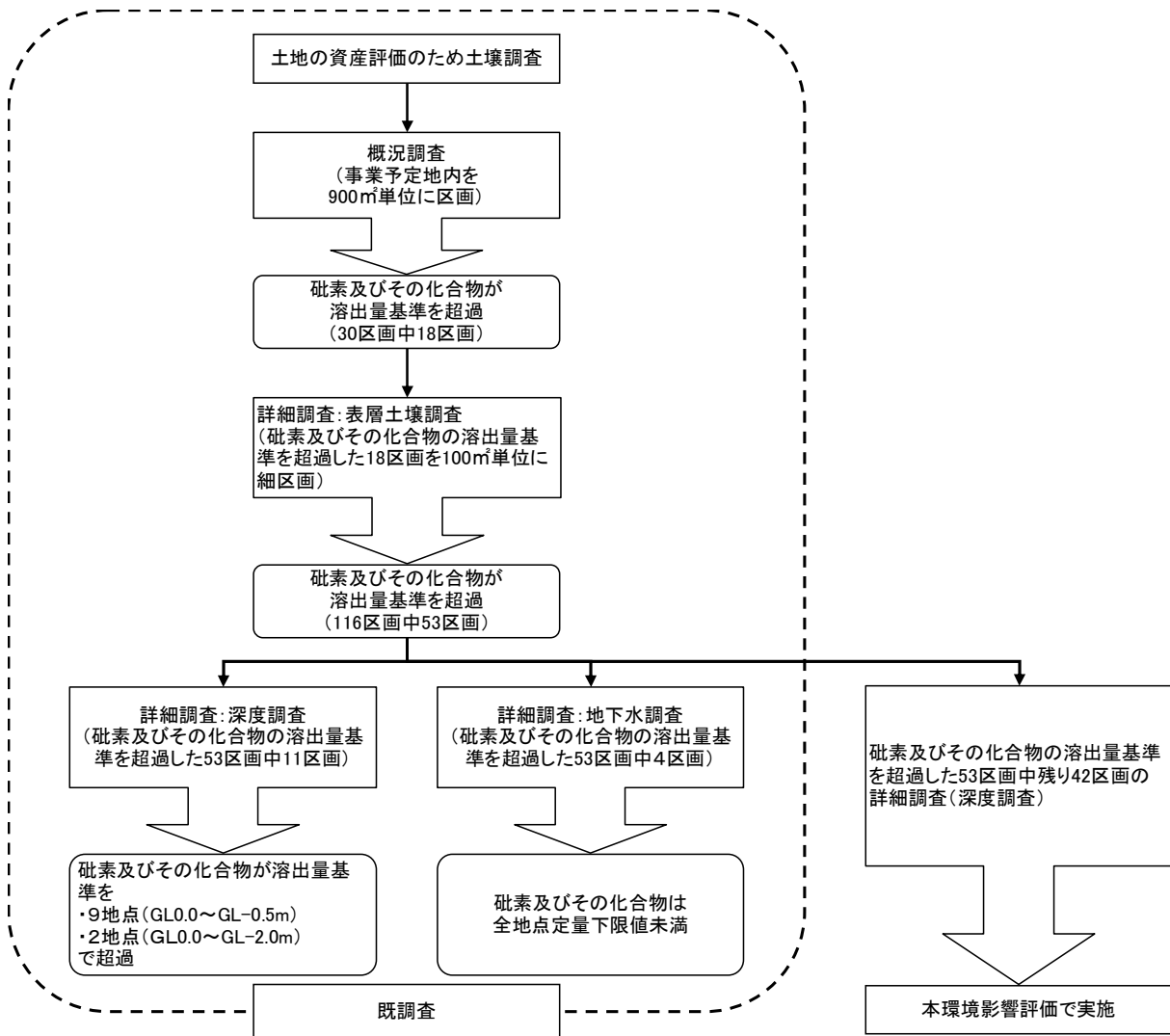
(2) 緑化の方法は、次のとおりとすること。ただし、これによることが困難な場合には、屋上緑化、壁面緑化その他市長が認める方法によることができる。

ア 緑化は、主として樹木の植栽による。

イ 樹種は、主として常緑樹とする。

ウ 植栽した樹木等は、適正に維持管理する。

名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所が、事業予定地内で行った土壌調査(既調査)の概要は、次に示すとおりである。



図－1 土壌調査の概要フロー図

1. 概況調査

(1) 調査事項

- ① 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）
- ② 第2種特定有害物質（重金属等）
- ③ 第3種特定有害物質（農薬等）

表－1 調査対象物質

分 類	調査対象物質
第1種特定有害物質 （揮発性有機化合物）	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン
第2種特定有害物質 （重金属等）	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
第3種特定有害物質 （農薬等）	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(以下「シマジン」という。)、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(以下「チオベンカルブ」という。)、テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト)

(2) 調査方法

現地における試料採取方法及び各調査対象物質における試験方法は、表－２に示すとおりである。

表－２ 調査方法

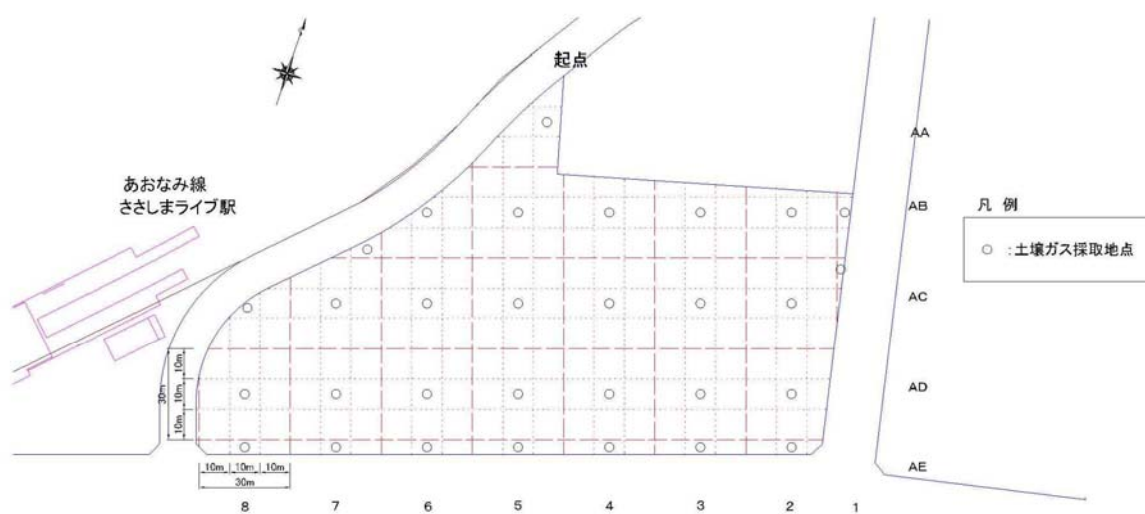
工 種	種 別	細 別	備 考
現地調査	土壌ガス採取	減圧捕集法	
	土壌ガス分析 第１種特定有害物質	GC-PID/DELCD	オンサイト分析
	表層土壌採取	自走式ボーリングマシン	裸地 GL-0.50m
溶出量 試験	第２種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	
		六価クロム化合物	
		シアン化合物	
		水銀及びその化合物	(アルキル水銀含む)
		セレン及びその化合物	
		鉛及びその化合物	
		砒素及びその化合物	
		ふっ素及びその化合物	
		ほう素及びその化合物	
	第３種特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル	
		チウラム	
		シマジン	
		チオベンカルブ	
		有機りん化合物	
含有量 試験	第２種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	
		六価クロム化合物	
		シアン化合物	
		水銀及びその化合物	
		セレン及びその化合物	
		鉛及びその化合物	
		砒素及びその化合物	
		ふっ素及びその化合物	
		ほう素及びその化合物	

(3) 調査場所

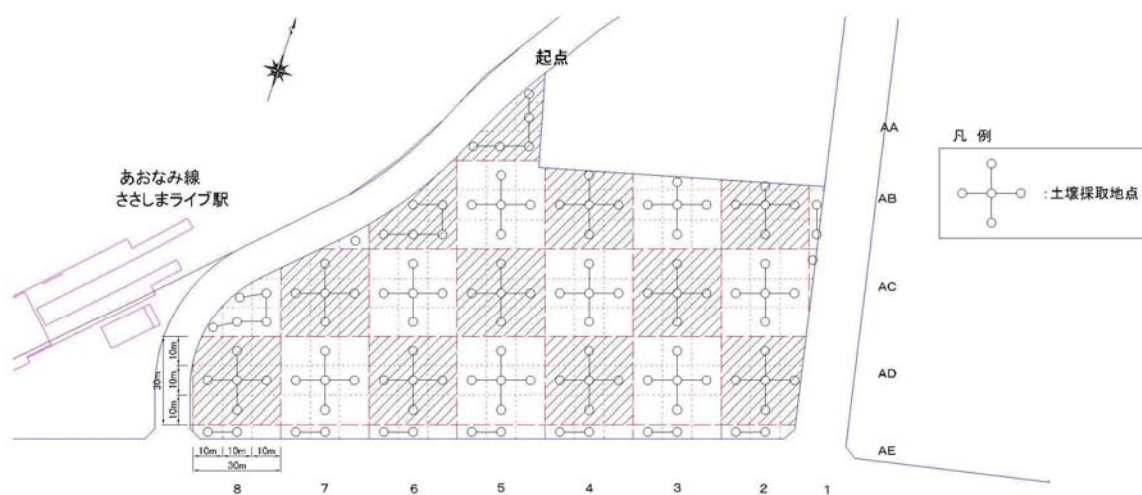
区画単位は、「土壌汚染等対策指針」（平成 15 年名古屋市告示第 413 号）に示す「第 2 調査区分地（900 m²単位）」を適用し、設定されている。試料採取等の方法については、表－3 に示す「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」を適用している。

土壌ガス調査位置は図－2、土壌採取調査位置は図－3 に示すとおりである。

なお、第 3 種特定有害物質については、図－3 に示す網掛けされた区画においてのみ調査がなされている。



図－2 土壌ガス調査位置図



図－3 土壌採取調査位置図

表－3 試料採取等の方法

特定有害物質の種類		第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第2種特定有害物質 (重金属等)	第3種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地	全部対象区画内の1地点	全部対象区画内の1地点	全部対象区画内の1地点
	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	30m格子内の1地点	30m格子内の一部対象区画で複数地点均等混合	30m格子内の一部対象区画で複数地点均等混合
	土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	調査の必要なし	調査の必要なし	調査の必要なし
調査方法		土壤ガス調査	土壤採取・分析調査 (溶出量・含有量)	土壤採取・分析調査 (溶出量)

注1) 表中の赤色枠は本調査での概要をあらわす。

(4) 調査時期

履行期間：平成19年2月26日～4月25日

(5) 調査結果

① 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）

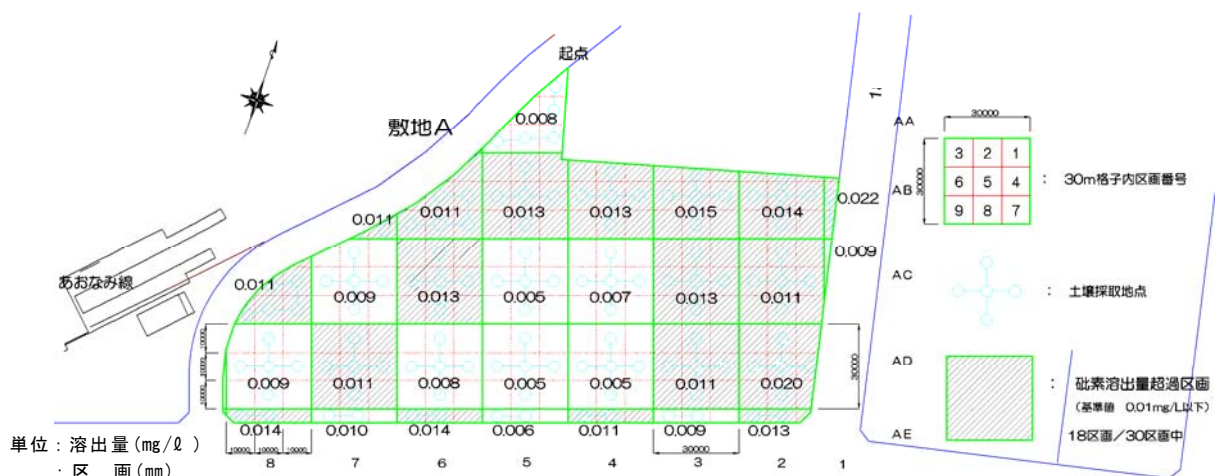
土壤ガス調査の結果、全地点において、調査対象物質の検出は認められていない。

② 第2種特定有害物質（重金属等）

含有量試験の結果は、全地点において、土壤含有量基準を満たしている。しかし、溶出量試験の結果は、砒素及びその化合物について、30区画中18区画で土壤溶出量基準（0.01 mg/ℓ 以下）の超過が認められている。（図－4 参照）

③ 第3種特定有害物質（農薬等）

溶出量試験の結果、調査を行った全地点において、土壤溶出量基準を満たしている。



2. 詳細調査

(1) 表層土壌詳細調査

① 調査事項

砒素及びその化合物

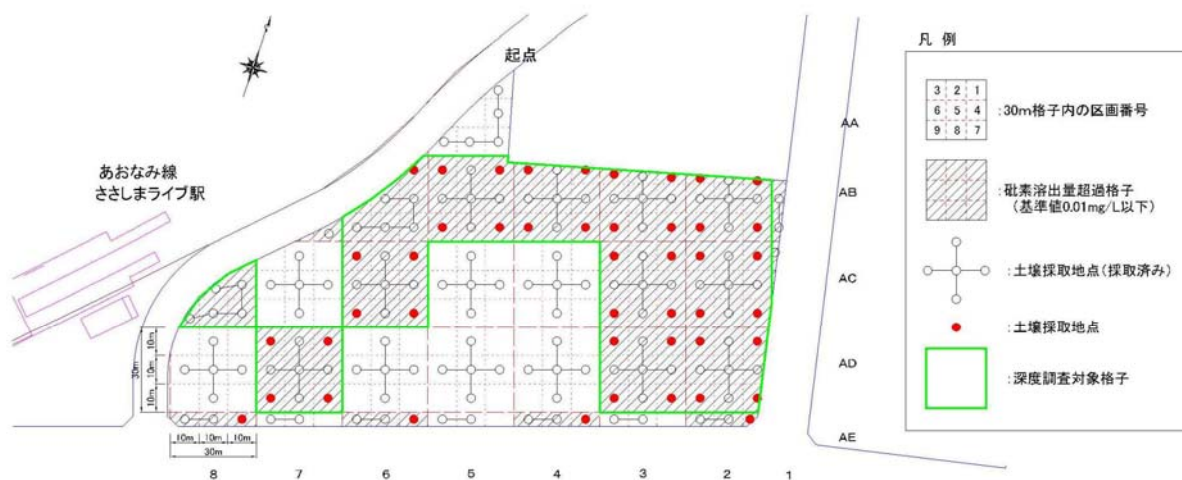
② 調査方法

表層土壌採取は、環境ボーリングマシンを用いて実施されている。表層（GL 0 ～ - 5 cm）及び下層（- 5 ～ - 50 cm）の土壌を別々に採取し、室内で等量混合している。

室内分析は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」（平成 15 年環境省告示第 18 号）に基づき実施されている。

③ 調査場所

概況調査により、砒素及びその化合物が溶出量基準を超過した 18 区画（900 m²単位）において、100 m²毎に 1 箇所となるように調査地点を設定している。表層土壌調査位置は、図－5 に示すとおりである。なお、全調査地点数 116 地点のうち 71 地点については、概況調査時に採取した土壌試料を用いている。



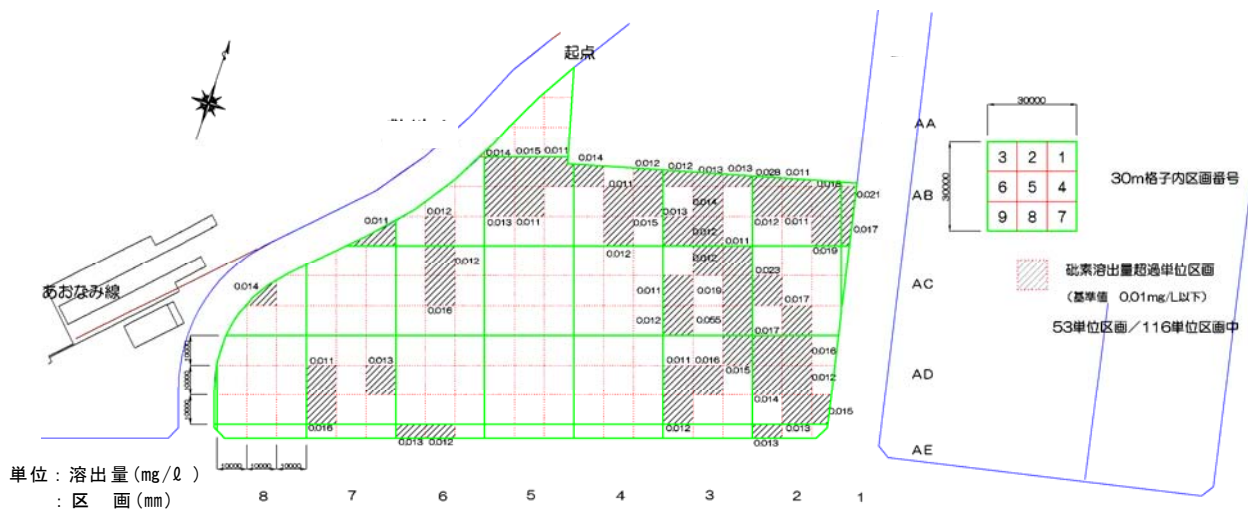
図－5 表層土壌調査位置図

④ 調査時期

履行期間：平成 19 年 5 月 30 日～7 月 6 日

⑤ 調査結果

調査結果は、図－6 に示すとおりであり、116 区画中 53 区画において、溶出量基準を超過している。



図－6 表層土壌調査結果

(2) 深度・地下水調査

① 調査事項

砒素及びその化合物

② 調査方法

ア 深度調査

試料採取は無水掘りとし、掘削孔径 $\phi 86$ mm のシングルコアチューブを用いて行われている。

室内分析は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」に基づき実施されている。

イ 地下水調査

塩ビ管 (VP50) 仕様とし、ストレーナー区間 GL-4.0～-6.0m の 2.0m とした地下水観測井を設置し、これより地下水を採取している。

室内分析は、「地下水に含まれる調査物質の量の測定方法」(平成 15 年環境省告示第 17 号)に基づき実施されている。

③ 調査場所

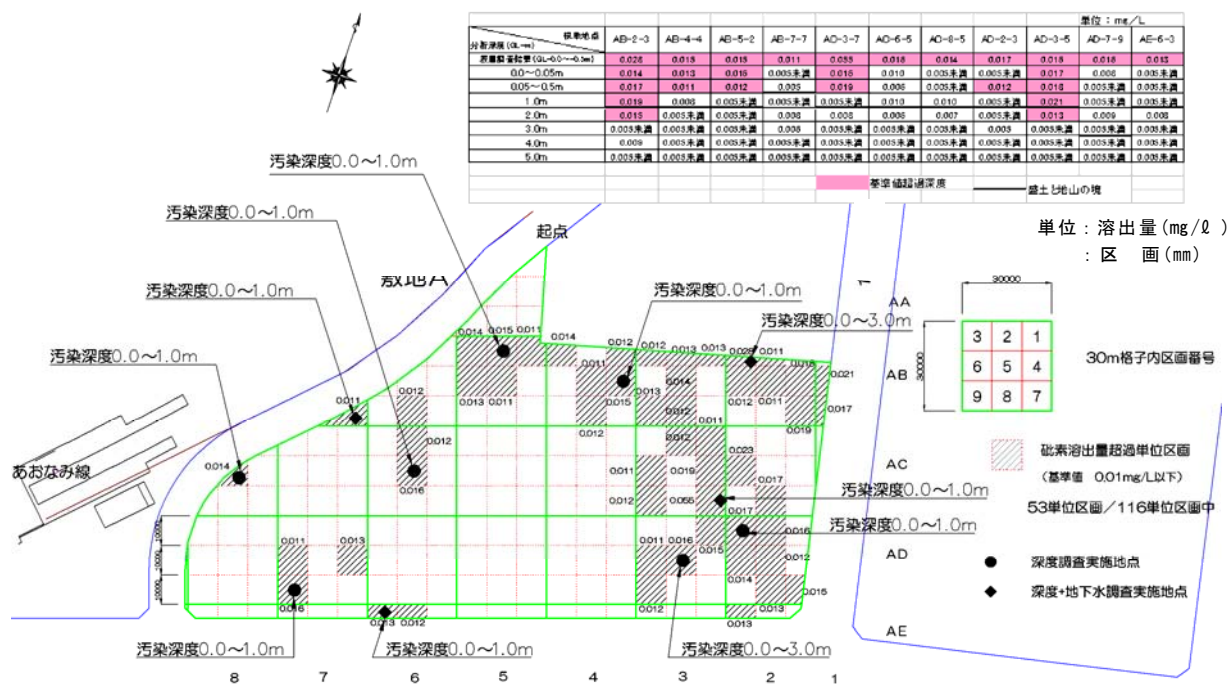
深度・地下水調査位置は、図－7 に示すとおりである。

ア 深度調査

砒素及びその化合物の溶出量基準超過がみられた 100 m² 単位の区画のうち、溶出量値が高い地点及び敷地全体を把握できる地点として 11 地点を選定し、実施されている。

イ 地下水調査

深度調査位置のうち、溶出量値が高い地点における地下水汚染の有無及び性状を把握することを目的として、4 地点で実施されている。



図－7 深度・地下水調査位置及び深度調査結果

④ 調査時期

履行期間：平成 19 年 5 月 30 日～7 月 6 日

⑤ 調査結果

ア 深度調査

深度調査結果は、前掲図－7 に示すとおりである。これによると、9 地点において GL0.0～－0.5m で、2 地点において GL0.0～－2.0m で溶出量基準を超過している。

イ 地下水調査

地下水調査結果は、表－4 に示すとおりであり、全地点において、定量下限値未満である。

表－4 地下水調査結果

単位：mg/ℓ

調査対象物質	AB-2-3	AB-7-7	AC-3-7	AE-6-3	地下水基準
砒素及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下

用 語 解 説

【用 語 解 説】

（あ 行）

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を”温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

（か 行）

環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

(さ 行)

時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{AX,T}$ と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

遮蔽障害

地上デジタル放送の場合、ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。（アナログ波の場合の多重像（ゴースト）障害は発生しない。）

振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

＜振動レベルの目安＞

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

<騒音レベルの目安>

- 120dB.....飛行機のエンジン近く
- 110dB.....自動車のクラクション（前方2 m）、リベット打ち
- 100dB.....電車が通るときのガード下
- 90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中
- 80dB.....電車の車内
- 70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 60dB.....静かな乗用車、普通の会話
- 50dB.....静かな事務所の中
- 40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
- 30dB.....郊外の深夜、ささやき声
- 20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1 m）

（た 行）

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

地域冷暖房施設（DHC）

都市の増大するエネルギー需要に対してピークの平準化を行い、都市ガスと電気の組み合わせによるベストミックス方式を採用して NO_x や CO₂ の発生量を抑えた環境に優しい熱供給施設のこと。

地上デジタル放送

2003 年 12 月 1 日から、関東・近畿・中京の 3 大広域圏で、地上波の UHF 帯を使用して開始されたデジタル放送。映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1 チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。なお、受信可能エリアは順次拡大しており、2011 年 7 月に現在のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

動 線

建物の内外で人や物が移動する経路を示す線のことをいう。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など 4 種類の作業がある。

（な 行）

日平均値の 2 % 除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 % 分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98 % 値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98 % 目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

（は 行）

発生集中交通量

1 つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

反射障害

地上デジタル放送の場合、高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの強い反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう。（アナログ波の場合は多重像（ゴースト）障害となる。）

風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロンガス

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

(ま 行)

マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz 以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

(や 行)

有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力，変位，流量，水位など）の変化を解く方法をいう。

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

(ら 行)

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

路面平坦性

路面の平坦さを表す言葉で、高速道路以外の道路については、3 mプロファイルメータによる路面凹凸の標準偏差で定義される。道路の補修基準値に適用され、一般に路面平坦性は舗装完成後が最も良く、累計通過交通量の増加とともに暫時劣化していく。

本書に使用した地図は、名古屋市長の承認を得て、同市作成の 1/2,500 都市計画基本図および 1/25,000 名古屋都市計画区域図（東部）、（西部）を使用して作成したものである。承認番号 平成 20 年度 第 22 号

本書は、再生紙を使用している。